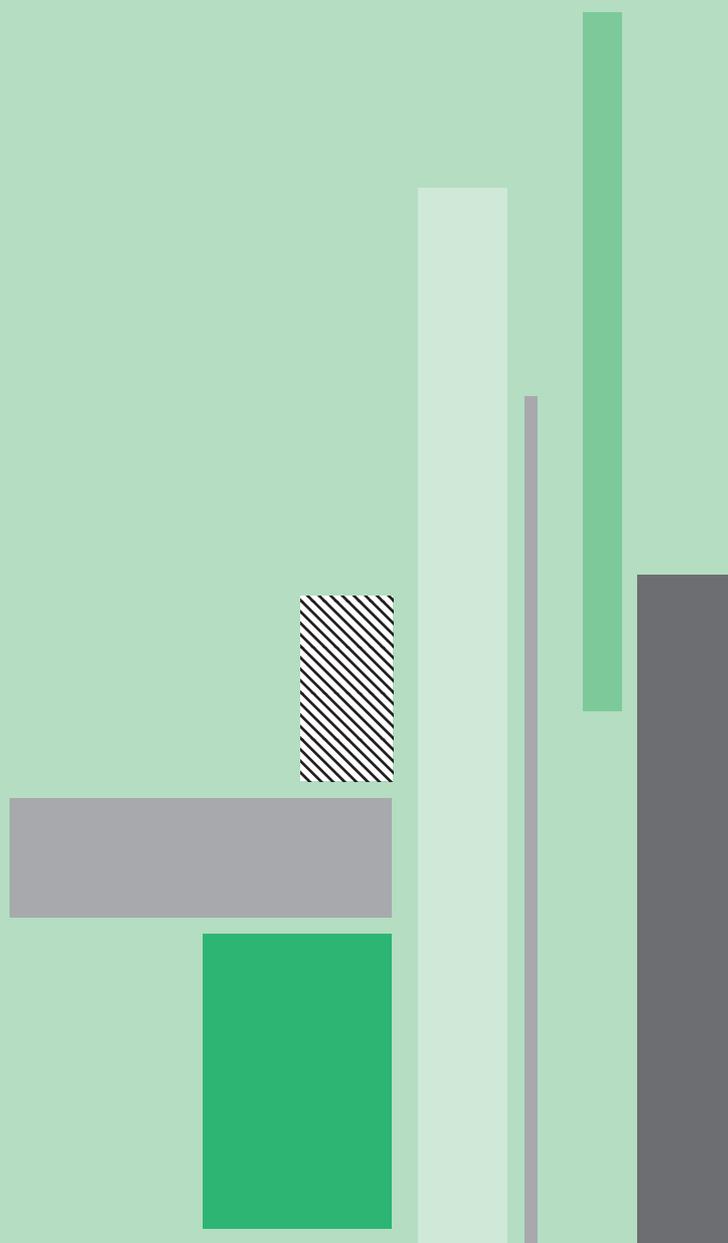


〈県政資料・第 131 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2016年6月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2016 年 6 月定例県議会（2016 年 6 月 6 日～ 6 月 27 日）

1、村岡正嗣県議の本会議一般質問（2016 年 6 月 13 日）	2
2、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 6 月 6 日）	19
3、総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 6 月 20 日）	23
4、環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2016 年 6 月 20 日）	26
5、文教委員会における前原かずえ県議の質疑（2016 年 6 月 20 日）	27
6、自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2016 年 6 月 23 日）	28
7、公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑（2016 年 6 月 23 日）	30
8、経済・雇用対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2016 年 6 月 23 日）	31
9、危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑（2016 年 6 月 23 日）	33
10、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かつえ県議の質疑 （2016 年 6 月 23 日）	34
11、知事提出議案に対する反対討論（2016 年 6 月 27 日）	36
12、議員提出議案に対する反対討論（2016 年 6 月 27 日）	37
13、議案及び請願に対する各会派の態度	38
14、日本共産党が提出した意見書・決議（案）	40
15、県議会 6 月定例会をふりかえって（談話）（2016 年 6 月 27 日）	44
16、要望・申し入れ	46

2016年6月定例県議会

1 本会議一般質問

村岡正嗣 議員

(2016年6月13日)

- | | |
|--|---|
| <p>1 大震災被災者への全力の支援と防災のまちづくりについて</p> <p>(1) 熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり</p> <p>(2) 東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき</p> | <p>(1) 全事業者を視野とした実態調査できめ細かな支援を</p> <p>(2) 所得税法第56条を廃止し、業者婦人の労働を正當に評価すること</p> <p>(3) 若者が希望の持てる業界へ、改正「担い手3法」と建設産業の振興を</p> |
| <p>2 高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について</p> <p>(1) シルバー人材センターの適正運営で、高齢者の生きがい保障を</p> <p>(2) だれもが安心できる介護保険制度について</p> | <p>4 すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ</p> <p>(1) 公立による文化芸術施設の役割とその推進について</p> <p>(2) 県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を</p> <p>(3) 県内の名建築を文化財として再評価し未来へつなげること</p> |
| <p>3 県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について</p> | |

1 大震災被災者への全力の支援と防災のまちづくりについて

- (1) 熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり

Q. 村岡正嗣議員

日本共産党の村岡正嗣です。

日本共産党埼玉県議団を代表して一般質問を行います。

まず、傍聴においでいただいた皆様に感謝を申し上げます。

私は、一般質問において政権批判は厳しいですが、他党批判に利用することなどは厳に慎んでいます。それを口にしたら、自分自身が恥ずかしくなるからです。そうした思いで通告に従い、順次質問に入らせていただきます。

甚大な被害をもたらした熊本地震発生から約2か月となりました。まず、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。2日間で震度7が2回、余震は1,000回を超え、多くの家屋や事業所が破壊されました。いまだに体育館などへ避難を余儀なくされる方がおります。り災証明書の発行の遅れが指摘されていますが、

埼玉県がり災証明担当職員など250人以上の職員の派遣を行うなど、被災者支援を行ったことに敬意を表します。今後も、全力で支援要請に応えていただきたいと強く要望しておきます。

今回の熊本地震の特徴の1つは、建物被害にあり、想定外の避難者が生まれたことにあります。このことを教訓として、本県においても被害想定避難者数の検証が求められます。また、防災拠点の耐震化について、公共施設の未耐震建築物はあと僅かとなっており、今年度何としても耐震化を完了すべきです。ライフラインでは、特に浄水場の耐震化と水道管耐震化は長期計画とされておりますが、一刻も早く耐震化を完了すべきと指摘をしておきます。その上で、知事にお伺いします。

熊本地震では、5市町が庁舎使用不能となるなど、深刻な事態が起きました。その教訓からも、本県として県及び市町村庁舎の耐震化を急ぐことは当然ですが、耐震化の完了を待つことなく、まずBCP（事業継続計画）の策定が必要です。現在、17市町村が未策定とのことですが、早急に策定すべきと考えますが、知事の見解を求めます。

また、熊本地震では車中泊に象徴された避難生活や障害者、高齢者など社会的弱者の避難が大きな問題となりました。「小学校は避難所と聞いたが、周囲に迷惑が掛かるといけないと思った」と知人宅を転々とした精神障害の方がいました。埼玉県の障害を持つ女性からは、「いざというときは夫婦2人、家で震えているしかない、動けないから」との声もお聞きしました。

災害対策基本法は、避難行動要支援者名簿の策定を市町村に義務付けていますが、本県では未策定が残り9市町村です。ここで名簿と一体として重要なことは、どの要支援者を誰がどう避難させるかという避難支援に係る個別計画ですが、策定している自治体は27市町に過ぎません。

そこで、福祉部長に伺います。全市町村での

要支援者名簿の策定は当然として、個別計画についても県内全ての市町村で早期に策定すべきと考えますが、御答弁ください。

さらに、熊本地震では避難所の在り方も問題となりました。特に、要支援者の方にとっては学校や体育館という一次避難所の生活は耐え難いものがあります。二次避難所＝福祉避難所への移行が求められます。本県では、福祉避難所は769か所が指定されておりますが、実際指定施設とされた特養などにお話を伺うと、うち15人お願いと言われておりますが、もともとの利用者がいるので15人もどうやって介護すればいいのかと当惑しておられます。とりあえず指定はされているが、その先は曖昧というのが埼玉県の現状です。福祉避難所の指定とともに、障害者、高齢者介護の応援体制まで明確にすべきです。県として市町村の福祉避難所運営マニュアルの状況をつかみ、実効性あるものにする事及び福祉避難所職員の研修や備蓄などが必要と考えます。以上、お答えください。

最後に、熊本地震では当初、支援物資が届かない避難所があると分配の不備も起きました。そのことは、災害時における県職員、市町村職員の役割の重さを改めて浮き彫りにしました。また、東日本大震災時の本県職員の過重労働は記憶に新しいところです。

私は、本県が職員定数を一貫して減らし続け、今や全国で最低割合にあることに改めて防災の観点からも危機感を抱かざるを得ません。知事、危機管理部門は言うまでもなく、各部局の職員定数を減らすのではなく拡充すべきです。答弁を求めます。

A．上田清司知事

「大震災被災者へ全力の支援と防災のまちづくりについて」のうち、「熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり」についてでございます。

まず、事業継続計画についての御質問ですが、熊本地震では一部の市町村において庁舎が被災し、被災証明書の発行など被災者への対応が遅れたと聞いております。役所は、いついかなるときも住民生活に欠かせない重要な業務を継続しなければならないと思います。

例えば、市民会館で役所機能を果たすと宣言した瞬間から、その場所で対応できる体制を整えることが重要です。そのため、事業継続計画を策定し、代替庁舎の指定や住民台帳など重要なデータのバックアップなどを行うことが必要です。

本県では、平成21年3月に業務継続計画を策定いたしました。一方、市町村では必要性は認識していたものの、他の業務を優先することなどから計画の策定が進んでおりませんでした。そこで、全市町村を対象にセミナーを繰り返し開催するなど、様々な取り組みを実施して後押しをしてまいりました。その結果、平成28年3月末現在で計画策定済みの市町村数が46まで増えております。御案内のように、まだ17の市町村が未策定となっております。ただ、今年度、担当部局において4月と6月の2回にわたり市町村に対し早期に策定するように改めて依頼しました。熊本地震のこともあり、今年度全ての市町村で計画の策定に着手しております。本県は、業務継続計画の早期策定に向けて個別に助言を行うなど、引き続き支援をしてまいりますので、この部分については何とか今年度中に片がつくものではないかと思っているところでございます。

次に、各部局の職員定数の拡充についてでございます。

厳しい財政状況に加え、今後の高齢化の進展や人口減少時代の到来を踏まえると、簡素で効率的な組織体制を考えなければならないと思っております。これまでにITの活用や民間委託の導入など、業務のやり方を見直すことで行政サービスを低下させることなく定数削減を行っ

てまいりました。定数を削減しても時間外勤務は増えておりません。平成16年度は職員1人当たりの月平均で11.6時間でしたが、震災関連業務の多かった平成23年度ですらも11.3時間にとどまっております。

その一方で、震災対策や児童虐待防止対策など、県民生活の安心・安全につながる重要課題には、その都度増員もしております。例えば、増加する児童虐待に対応するため、平成28年度に児童相談所に5人増員をいたしました。また、震災対策では東日本大震災時に復興支援や放射線、帰宅困難者対策のため、危機管理防災部をはじめ環境部や農林部に19人増員をいたしました。加えて、平成28年度には首都直下型地震や近年頻発する集中豪雨対策など、大規模災害への備えに対して6人増員をしたところでございます。引き続き、組織や業務の合理化に努めながらも、震災対策をはじめとした県政の重要課題についてはしっかりと増員も含めた組織体制をしてまいります。

A. 福祉部長

御質問1、「大震災被災者へ全力の支援と防災のまちづくりについて」の(1)「熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり」についてお答えを申し上げます。

まず、個別計画の策定についてでございます。計画の策定には、避難を誘導するものとして計画に位置付けられることへの抵抗感や高齢化などに伴う成り手不足などの課題がございます。そこで、市町村担当者への研修会において支援者の確保に当たり、複数の近隣住民や地域ぐるみで対応している具体的な事例を紹介しております。また、未策定の市町村には職員が個別に訪問して早期の策定を要請したところ、本年度中に37の市町村が策定を終える見込みです。県といたしましては、全ての市町村において個別計画が策定されるよう、引き続き働き掛けて

まいります。

次に、福祉避難所運営マニュアルの状況についてでございます。

県では、福祉避難所運営マニュアルのひな型を示すとともに、職員が市町村を訪問し作成を促してまいりましたが、策定した市町村は本年4月1日現在19にとどまっております。今後、未策定の市町村には早期の策定を促すとともに、策定済みの市町村には内容をより実効性のあるものに見直すよう働き掛けてまいります。

次に、福祉避難所職員の研修や備蓄についてでございます。

県では市町村に対し、会議の場などで実践的な研修である開設訓練を福祉避難所の職員とともに実施し、訓練の中で備蓄状況等の確認も行うよう要請してまいりました。本年4月1日現在、開設訓練実施済み市町村は18となっておりますが、全ての市町村が実施するよう引き続き働き掛けてまいります。

(2) 東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき

Q・村岡正嗣議員

東日本大震災から5年、現在においても約16万人の皆さんが避難生活を続けています。福島県は災害救助法に基づき、全国に及ぶ避難者に住居を無償提供してきましたが、昨年6月に自主避難者については無償提供を2017年3月末で打ち切ると表明しました。埼玉県内に自主避難している方は約1,000人です。自主的に避難している人の中には、放射線量が心配で戻れませんかとお母さんもいます。また、ある県営住宅に住む方は、自治会の役員をするなど地域コミュニティの要となる役割を担っている人もいます。一方で、子どもとともに福島を復興したいと考え、福島県に住み続けている

方もおられます。大事なことは、福島県に住みたい人も埼玉県に住む決心をした人も、共に被災者として支援を続けるべきだということです。来年3月末の自主避難者への支援打ち切りについて、知事はどう思われますか、見解を求めます。

現在、埼玉県の県営住宅には67人の自主避難者がいます。県は来年度の住宅支援打ち切りに備えて、今年度県営住宅の入居募集において、自主避難者への専用枠として2016年度には100戸程度を設定したと聞いております。しかし、既に県営住宅に住んでいる避難者の中には、別の部屋に引っ越すのは経済的に厳しい、いろいろ悩んだけれども、今回の募集は見送ったという方もいます。現在の住戸での居住の継続を認めるとともに、自主避難者で県営住宅入居を希望する方には極力希望に応じるべきと考えますが、都市整備部長の答弁を求めます。

A・上田清司知事

次に、「東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき」についてでございます。

私も、全国知事会の東日本大震災復興協力本部長として、被災地の復興支援に取り組んでおります。内堀福島県知事ともしばしば連絡を取り合っていますが、福島県の基本的な方針は、県外自主避難者にできる限り戻っていただきたいという基本的な考え方を持っておられます。自主避難者への住宅の無償提供は、これまで期間の延長を繰り返してまいりました。福島県としては、単に打ち切るのではなくて、福島県外の民間賃貸住宅にお住まいの方々には所得により平成29年度は3万円を限度に、30年には2万円を限度とする支援策などを講じて、一種の緩和策を取っておられます。内堀知事としても、苦渋の決断であったものと拝察しております。

自主避難者の皆さんの中には、避難している

ところに住み続けたいという方と、あるいは戻るかどうかを決めかねておられる方などもおられます。本県としては、そうした方々の意向を十分把握するため、福島県と連携して本年5月から戸別訪問を行うなど丁寧に対応しているところでございます。引き続き、本県としてはできるだけ支援を行いながら対応してまいります。

A. 都市整備部長

御質問1、「大震災被災者へ全力の支援と防災のまちづくりについて」の(2)「東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき」のうち、居住の継続を認めるとともに自主避難者の希望に極力応じるべきについてお答えを申し上げます。

県では、平成29年度以降も県営住宅に住み続けたい自主避難者や新たに居住をしたい方に対して、平成28年度の4回の定期募集で合計100戸程度の専用枠を設ける予定です。また、専用枠以外の県営住宅を希望する方には抽選の際に優遇もしております。去る4月に10戸の専用枠を設置し、募集したところ、県営住宅にお住まいの3世帯の入居が決定し、専用枠以外でも1世帯の入居が決定しました。現在お住まいの住戸に継続居住を希望される方には、御希望に沿った対応をいたしました。今後も福島県と連携し、県営住宅への入居を希望する自主避難者の意向に沿えるよう努めてまいります。

2 高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について

(1) シルバー人材センターの適正運営で、高齢者の生きがい保障を

Q. 村岡正嗣議員

本県においても急速な少子高齢化が進んでおります。少子化現象は克服されるべき課題ですが、長寿が増えることは喜ばしいことです。知事は、シニア革命を掲げ、仕事がしたい人は仕事ができる、趣味の世界を深めたい、あるいはボランティアをやりたいようなシニアの人たちが活躍できる枠組みをしっかりとつくと述べています。この点を踏まえ、質問いたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、定年退職後に臨時的かつ短期的、または軽易な仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るというものです。市町村ごとにセンターが構成され、全県では連合組織をつくり、埼玉県の指導、援助を受けています。会員数4万7千人、契約金額は200億円に上ります。今や地域の皆さんの助っ人として重要な存在です。

先日、私は川口市のシルバー人材センターを視察してまいりました。併設した作業所では、放置自転車の修理が行われていました。77歳という方が御自身の経験を生かして、生き生きと修理に取り組む姿は素晴らしいものでした。これらを踏まえ、地域の高齢者のエネルギーを引き出すシルバー人材センターを大いに発展させてほしいと考え、以下、産業労働部長に質問いたします。

初めに、専門的技能を有する会員を大切に、研修等で専門性を身に付ける取組を重視すべきことについて、また、シルバー人材センターの今後の在り方、発展の方向性についてもお答えください。

次に、克服すべき課題についてです。会員は、請負事業では労災・雇用保険には加入しておらず、民間保険での対応となります。また、シルバーの方が安いといって仕事を取られたなどの指摘もあります。

特に、若年層の非正規化が進む現状では、青年の仕事をリタイア後の労働者が奪いかねませ

ん。学校用務員や子育て支援員、高齢者支援員など、責任の重い業務や高所でのせん定作業など危険な業務が行われているとの指摘もあります。そこで伺います。私は、民業を圧迫しない、危険な業務には従事させないということを前提として、請負業務においては厳密に臨時・短期・軽易な業務に限定すべきと考えますがどうか。また、年金の削減など家計収入が減る中で、僅かでも収入を増やしたいとする高齢者が増えていることも事実です。今後、臨時・短期・軽易という請負の範囲を超える業務を提供する場合は、労働者としての権利の保障された派遣や紹介業務とすべきと考えます。以上、答弁を求めます。

A．産業労働部長

御質問2、「高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について」、お答えを申し上げます。

まず、(1)「シルバー人材センターの適正な運営で、高齢者の生きがい保障を」についてのお尋ねのうち、専門性を身に付ける取り組みについてです。

シルバー人材センターでは、会員の専門性を高め、その能力を発揮していただけるよう、様々な技能講習を実施しています。昨年度は、ハウスクリーニングや調理補助、介護補助などの技能講習を開催し、約1000人の就業につなげました。県としてもこうした取り組みを支援し、会員の活躍の場を広げてまいります。

次に、シルバー人材センターの今後の在り方、発展の方向性についてです。

各センターでは、地元のニーズや時代の要請を踏まえ、様々な取り組みを行っています。高齢化等に伴い、需要が増加している福祉分野では積極的な役割を担うことが期待されています。平成27年度には高齢者の見守りや調理、買い物などの家事援助サービスを60団体が、学童保育などの補助を行う保育支援サービスを12

団体が実施しております。今後とも、地域の実態や高齢者の就業ニーズを捉え、先進的な取り組みには補助を行うなど、多様なサービスが提供できるよう支援してまいります。

次に、請負業務は臨時・短期・軽易な業務に限定することについてです。

本年4月からセンターが行う派遣と職業紹介については週40時間までの勤務が可能となりました。一方、請負については週20時間までに限定されています。御指摘のとおり、請負については臨時・短期・軽易な業務に限定するよう指導してまいります。

次に、臨時・短期・軽易の範囲を超える場合でも、労働者としての権利を保障された派遣や紹介業務とすることについてです。関係法令の遵守は言うまでもございません。県としても、派遣や職業紹介など適切な雇用形態となるようしっかり指導してまいります。

(2)だれもが安心できる介護保険制度について

Q．村岡正嗣議員

安倍自公政権は、増え続ける社会保障費を抑制するために、軽度者の介護保険制度からの切り離しや特養の軽度者締め出しをはじめ、様々な制度改悪を実施しました。その結果、高齢者の中に保険あって介護なしという状況が急速に広がっています。国が高齢者いじめを推し進める中、地方自治体が県民の命と暮らしを守る防波堤として全力を尽くすことが求められていると強く指摘するものです。

そこで、以下、福祉部長へ質問いたします。

今、埼玉県内の介護保険料は平均4,835円、15年余りで約1.8倍となっています。政府は、2025年に全国平均で8,200円にまで保険料が引き上がるとの見通しを示して

います。このような負担の限度を超えた保険料を背景に厚労省の調査では、介護保険料を滞納し、市区町村から資産の差し押さえ決定を受けた65歳以上の高齢者は2014年度に初めて1万人を超えたことが明らかになりました。埼玉県では、15市町で173人に上ると伺いました。

そこで、まず介護保険料滞納による差し押さえの実態について、県はどのように把握しているのか説明を求めます。

また、昨年4月からは年収280万円以上の介護サービス利用者の負担が2割に引き上げられました。そのため、要介護5の80歳の男性では2万7千円余りの利用料が5万6千円となって、訪問看護を60分から30分に変更せざるを得なくなったと聞きました。余りの負担の重さに、介護保険料では3分の2の市町村が、利用料では9割が独自減免制度を設けざるを得なくなっているのが現状です。県としても助成制度を創設し、減免制度を実施している市町村を応援すべきと考えますがどうか。また、国に対しては2割負担の利用料を1割に戻すよう強く働き掛けるべきと考えますが、お答えください。

さらに、次の問題は介護施設の職員確保が本当に難しくなっていることです。こうしたとき、新座市の老人保健施設が65歳以上の労働者について、自動的に社会保険の事業主負担分を給与から天引きしていたとして、労基署の指導で過去の天引き分を労働者に返還したという報道がありました。高齢労働者からの訴えで、県が特別監査に入ったことから、労基署が行政指導に踏み切りました。介護施設では、このような労働法違反が絶えません。

さて、私は川口市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設を先日視察しましたが、新規採用ができて退職者が多く、いつでも人員不足と聞きました。原因の1つとして、特に特養が原則要介護3以上とされ、重度化、高齢化し、

みとりプランへの移行も増え、職員の過重労働に拍車がかかっていることです。ある施設長さんは、「若い職員にとってはみとりは精神的にきつい。特に夜勤は、いつみとりの人が亡くなるか分からない。その不安やプレッシャーは大きい。入居して1か月以内で亡くなる人もいる」と、介護職の苦勞を語っていましたが、人材の定着には、その苦勞に見合った賃金が保障されるべきです。現状は、介護職員の平均月給は24万円余りに過ぎず、全産業平均と比べていまだに8万6千円もの差があります。国は、介護労働者の処遇改善を声高に打ち出しておりますが、改善には程遠い現状です。

そこで、介護報酬の処遇改善加算ですが、看護職や調理師、運転手などは対象外とされております。その改善については、県も国へ要望を行っていますが、実現していません。引き続き国に強く申し入れていただきたい。また、かつて県が実施していた民間社会福祉施設等職員処遇改善費ですが、高齢者・障害者施設、保育施設などの職員に定額を県が給付し、確実に全ての職員に届くとして大変喜ばれた優れた制度でした。今こそこの制度を復活させるべきです。以上、答弁を求めます。

A．福祉部長

次に、御質問2、「高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について」の(2)「だれもが安心できる介護保険制度について」のお尋ねのうち、介護保険料滞納による差し押さえの実態についてでございます。

県内で差し押さえの決定を受けた方は、平成26年度では15市町、173人で市町村民税が課税されている世帯の方がほとんどでございます。

次に、県として助成制度を創設し、減免を実施している市町村を応援することについてでございます。

介護保険の減免につきましては、保険者である市町村が主体的に行うものですので、県による助成制度の創設は困難であると考えております。

次に、利用料の2割負担を1割負担に戻すことについてでございます。

介護保険制度を持続可能なものとするためにも、高齢者も収入に応じた負担が必要と考えておりますので、1割負担に戻すよう国に働き掛けることは考えておりません。

次に、介護報酬の処遇改善加算の対象職種拡大を国に申し入れることについてでございますが、今後とも引き続き国に対して要望してまいります。

最後に、かつて県が実施していた民間社会施設等職員処遇改善費を復活させることについてでございます。

この事業は、介護保険制度等の導入により福祉サービスの利用が行政が決定する方式から利用者と施設が契約する形に変わったことなどから、平成16年度をもって廃止したものでございます。事業の復活は困難であると考えております。

3 県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について

(1) 全事業者を視野とした実態調査できめ細かな支援を

Q・村岡正嗣議員

アベノミクスの恩恵なんて全く感じられない、これが地域での圧倒的な声です。アベノミクス、消費税増税路線の下、県内中小企業は厳しい経営を余儀なくされています。こうした中、安倍首相は消費税10%増税の先送りを表明せざるを得ませんでした。自公政権によるアベノミ

クスの破綻は、もはや明白です。大企業は史上最高の利益、一方、労働者の実質賃金は5年連続マイナス、5%も目減りです。個人消費は2年連続マイナスです。これは戦後初めての異常事態にほかなりません。国の経済政策をどう見るか、それは地方経済のかじ取りにも関わります。知事は、これまでアベノミクスについて評価できる点と評価しづらい点があるということを考えれば、本当の評価はこれからではないかと発言されてきました。もう結論は出ているのではないのでしょうか。アベノミクスに対する知事の現在の評価をお示しください。

今、自公政権が決断すべきは最悪の不公平税制であり、個人消費を低迷させる消費税増税中止です。社会保障の財源は、大企業や高額所得者の応分の負担で賄うべきと指摘をしておきます。

さて、私は先般、日本一のものづくりのまち、東大阪市を訪問し、中小企業振興条例に基づいた中小企業支援策について学んできました。同市では、条例制定とともに中小企業振興会議を発足、その中に「モノづくり支援施策のあり方検討会」など、更にきめ細かな体制を確立し、2014年に提言を行いました。同市の優れている点は、施策の根本に大規模な事業所アンケートを据えていることです。2007年に6000社中3770事業所を対象としたアンケートを皮切りに5年ごとにアンケートを実施、テーマを絞った事業承継アンケートなども5割を対象に実施しています。その結果、きめ細かい支援を打ち出しているのです。

本県では、5か年計画「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」が策定中です。新戦略策定に当たって、四半期ごとに2200事業所のアンケートを行っていますが、県内約25万の事業所に対して0.9%に過ぎません。

産業労働部長に伺います。全事業所を視野とした実態調査となるよう、アンケートの対象を思い切って広げること、また、事業承継など個

別のテーマを設けて実施することについて、埼玉県中小企業振興基本条例の具体化のための検討会議を設け、実態に即した提言を行うべきと考えます。戸田市などでは、振興会議を結成し、関係団体の意向を反映する努力をしています。以上、3点、答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性のある支援」のうち、アベノミクスに関する評価についてでございます。

数値を追ってみますと、物価はデフレ脱却とはいかないもののプラス基調となり、GDPも直近の平成28年1月から3月期は実質年率換算で1.9%の伸びになっております。失業者も平成27年は平成24年と比べて53万人減少し、失業率は4.1%から3.3%へ低下しております。

一方、労働者の賃金の上昇にはやや課題があります。平成27年度の物価変動の影響を除いた実質賃金は前年と比べて0.1%減少し、5年連続で減っております。御指摘のとおりです。

近年、就業者数が増えている福祉や介護の分野では給与水準が低い状態にございます。また、平成27年と平成24年と比較して正規労働者はほぼ横ばいですが、非正規労働者数は142万人増えております。アベノミクスの大胆な金融緩和や機動的な財政政策は一定の成果を上げてきたものと思います。しかし、アベノミクスの成功の可否は構造改革によって経済を成長軌道に乗せていく成長戦略にあるのではないかと私は思っております。民間投資を喚起し、成長力を大きく底上げするには、中小企業の生産性を高める施策、また、より付加価値の高い産業へのシフト、先端産業の育成などが必要でございます。このような政策は、2年や3年で成果を出せるものではないと思います。したがって、私は評価できる点と評価しづらい点

があるという評価をしております。

A．産業労働部長

次に、御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」のお答えを申し上げます。

まず、(1)「全事業所を視野とした実態調査できめ細かな支援を」のうち、アンケートの対象を広げることについてでございます。

県では、中小企業の経営状況を継続的に把握するため、四半期経営動向調査を実施しております。中小企業の支援に当たっては、的確に課題を把握し、スピード感を持って取り組むことが大切でございます。また、アンケート調査を補うため、職員が直接企業を訪問して経営者の生の声を聞き、経営課題の把握を行っております。そのため、中小企業の業種のバランスに配慮しつつ、対象企業数を絞った調査としております。

なお、全事業所を対象とした調査である経済センサスを併せて活用してまいります。

次に、個別のテーマを設けて実施することについてでございます。

四半期経営動向調査は、景況感などの項目のほか、御指摘の事業承継や人手不足の状況など、毎回必要なテーマを設定して実施しております。今後も、この調査を通じて経営環境の変化による影響や、その時々課題への対応状況を把握し、中小企業の支援に努めてまいります。

最後に、検討会議を設け、実態に即した提言を行うべきについてでございます。

施策の実施に当たっては、日頃から関係団体との意見交換などにより中小企業の課題やニーズの把握に努めております。また、商工会議所、商工会の経営指導員による巡回指導などを通じて適切な支援を行っております。県では、こうした様々な機会を通じて関係団体の意見を伺っていることから、新たに検討会議を設置する必

要性は低いものと考えております。

(2) 所得税法第56条を廃止し、業者婦人の労働を正当に評価すること

Q. 村岡正嗣議員

中小商工業における働く業者婦人の役割は非常に大きいものがあります。しかし、それは正当に評価されておりません。所得税法第56条では、事業主と生計を一にする配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと定めています。これは事業主の家族の労働の対価と事業の利益を一括して事業所得とする制度であるため、賃金が必要経費として認められないのです。業者婦人がどんなに一所懸命働いても、税制の上では正当な働き分は認められず、1人の働く人間として扱われていない。この第56条を廃止するよう業者婦人は訴え続けてきました。そして本年3月、国連女性差別撤廃委員会は所得税法が女性の経済的自立を妨げていることを懸念するなどと表明しています。昨年閣議決定した第4次男女共同参画基本計画においても、家族従業者の役割評価について税制の検討が提起されました。このことに関わり、県民生活部長に伺います。

国連女性差別撤廃委員会の見解と国の男女共同参画基本計画について、趣旨を明らかにしていただきたい。答弁を求めます。

A. 県民生活部長

御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」の(2)「所得税法第56条を廃止し、業者婦人の労働を正当に評価すること」についてお答えを申し上げます。

まず、国連女子差別撤廃委員会の見解についてでございます。

本年3月に発表された見解の内容は、家族経

営における女性の労働を評価し、女性の経済的独立を促すために、所得税法の見直しを検討することを求めるというものです。

次に、昨年12月25日に閣議決定された国の第4次男女共同参画基本計画についてでございます。

計画には、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和という分野があり、その中で自営業等における就業環境の整備という具体的な取り組みが盛り込まれています。その内容は、商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業員として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討するというものです。所得税法第56条がここで言う検討すべき税制に含まれるかについては、衆議院財務金融委員会が財務大臣政務官が「含まれるというふうに考えております」と答弁しております。

(3) 若者が希望の持てる業界へ、改正「担い手3法」と建設産業の振興を

Q. 村岡正嗣議員

建設産業の不振打開のために2014年6月、改正担い手3法が施行されました。担い手3法の目的達成の必要条件是、建設労働者の賃金水準の向上にあります。若者が建設産業への入職を敬遠する1番の理由は、全産業の平均を21%も下回る給与水準の低さにあるのです。この間、国は設計労務単価を2013年度以降、3年連続で引き上げました。しかし、現場で働く労働者にはその効果は実感されていません。埼玉土建の行った昨年の賃金アンケートでは、前年と比べ賃金が上がったとの回答は15.6%に過ぎません。業種別の設計労務単価比は型枠工74.0%、鉄筋工は54.8%と賃金が設計労務単価にはるかに及びません。むしろ、かい離が広がるなど深刻な実態があります。

私は、設計労務単価の引き上げを実効性あるものへ、そのための実態把握が必要と繰り返し求めてきましたが、県は国交省の調査結果の利用にとどまっています。その点、新座市や上尾市、朝霞市などが直接市として労働環境の実態調査に乗り出したことは教訓的です。

そこで質問です。まず、県として直接賃金実態の調査に踏み出すこと、設計労務単価の引き上げを末端の建設労働者にまで反映させることについてお答えください。

低賃金と同時に、建設産業で働く若者の大きな悩みは休日の取れないことです。そこで、国交省では昨年より完全週休2日制工事の試行を始めました。完全週休2日制を選択する入札参加者を評価し、工期設定では4週8休の完全週休2日制の導入、試行結果は公表するなどにより政策誘導しようと試みています。ある中堅建設会社の社長は、土日もないという業界の文化はもう通用しませんと語っていますが、当然です。担い手確保の必要条件と言える完全週休2日制を埼玉県としても試行していただきたいがどうか。以上、県土整備部長より答弁を求めます。

次に、改正品確法に関わってです。NPO建設政策研究所による東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏調査によれば、この1年間で原価割れ工事を経験した事業主の割合は27.4%、埼玉では26.0%と深刻な結果です。改正品確法が画期的と言われる1つは、受注者の適正利潤の確保を発注者の責務としたことにあります。県として、この改正品確法の受注者の適正利潤の確保及び発注者の責務をどう実現するつもりか、岩崎副知事よりお答えください。

A．県土整備部長

御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」の(3)「若者が希望の持てる業界へ、改正『担い手3法』で建設

産業の振興を」のうち、県として直接賃金実態調査に踏み出すこと、設計労務単価の引き上げを末端の建設労働者にまで反映させること及び完全週休2日制工事の試行についてお答えを申し上げます。

まず、賃金実態の調査に踏み出すこと、設計労務単価の引き上げを末端の建設労働者にまで反映させることについてでございます。

公共工事の設計労務単価は、実態の賃金を反映できるよう国が全国的な調査を行っており、県もこの調査の一部を担っております。この設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、労働者へ支払われる実賃金を拘束するものではありません。労働者の賃金水準は労使間の契約であるため、基本的には企業の方々に対応していただく必要がございます。現場の労働者の賃金が十分な水準に達していない理由の1つとして、下請が何層にも重なることにより各段階で経費が発生し、最前線で働く労働者に適切な賃金が支払われないという問題がございます。県といたしましては、こうした重層下請構造の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、完全週休2日制工事の試行についてでございます。

若者が休日を取りにくいということについて、県では平成28年度より総合評価方式で4週8休を確保する工程管理を加点評価する取り組みを試行してまいります。今後とも、若者が希望の持てる建設業となるよう努めてまいります。

A．岩崎副知事

御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」の(3)「若者が希望の持てる業界へ、改正『担い手3法』で建設産業の振興を」のうち、受注者の適正利潤の確保及び発注者の責務についてお答えを申し上げます。

平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる改正品確法では、公共工事の品質確保の担い手中長期的に育成確保されることを目的に、受注者が適正利潤を確保できるよう発注者の責務が明確にされました。具体には、予定価格の適正な設定、適切な設計変更及びダンピング受注の防止などが位置付けられました。

まず、予定価格の適正な設定についてですが、予定価格の基となる設計金額の積算に当たっては実勢価格を適切に反映させております。設計労務単価につきましては国が1万3千件の工事、約16万人の賃金データを基に都道府県ごとに定めた単価を採用し、国が改定した場合には速やかに県の単価に設定しております。平成25年4月以降、これまで4度にわたり引き上げ、その上昇率は全職種平均で30%を上回っております。

また、資材単価につきましても年2回の全面改定のほか、コンクリートや鉄筋など22種類の主要資材について毎月価格を調査し、一定の変動があった場合にはその都度反映させております。

次に、適切な設計変更につきましては、受注者、発注者双方にとって共通の手引書となる設計変更ガイドラインを平成26年度に作成し、適切に実施しているところでございます。

さらに、工事の契約締結後、例えば資材価格や労務単価が急激に高騰した場合には、変更契約で増額できる、いわゆるスライド制度も導入しております。

次に、ダンピング受注の防止につきましては、全ての建設工事の入札に最低制限価格制度または低入札価格調査制度を適用しております。この制度における最低制限価格などにつきましては、平成20年度以降6回の見直しを行い、最近では本年5月に引き上げを行っております。これらの取り組みにより、国の調査によれば企業の利益率や労働賃金の水準は改善傾向が見ら

れる状況でございます。今後とも、建設関係団体等との意見交換を通じて業界の実態を把握し、中長期的な担い手確保育成が図られるようしっかりと取り組んでまいります。

4 すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ

(1) 公立による文化芸術施設の役割とその推進について

Q. 村岡正嗣議員

先月、日本を代表する演出家である蜷川幸雄さんがお亡くなりになりました。心より御冥福をお祈り申し上げます。蜷川さんは、埼玉県川口市出身、2006年に彩の国さいたま芸術劇場芸術監督に就任し、高齢者を対象としたさいたまゴールド・シアターを創設しました。この10年間に、パリ、香港など海外公演も成功させるなど、世界の注目する劇団へと育てられました。若手育成を目的としたさいたまネクスト・シアターの活動にも力を注いでこられました。本当に残念でなりません。

そこで、知事に伺います。知事の言われる蜷川レガシー、遺産の継承について、さらに、彩の国さいたま劇場は創造する劇場として全国に知られていますが、その評価について、併せてお答えください。

さいたま芸術劇場は、その使命の1つに地域のまちづくりの核となることを明確に位置付けています。また、鑑賞機会の少ない地域への出張活動などを行っていることは承知していますが、私は特に公立の芸術劇場の使命として、貧困や障害を持つなど劇場に1番遠い位置にいる人々へ感動を提供する役割があると考えますが、県民生活部長よりお答えください。

A．上田清司知事

最後に、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」のお尋ねのうち、「公立による文化芸術施設の役割とその推進について」でございます。

まず、蜷川レガシーの継承についてでございます。

私は、故蜷川幸雄芸術監督が彩の国さいたま芸術劇場において一貫して追求された精神は、既成概念をはるかに超えた想像力、そして妥協のない人材育成であったのではないかと受け止めております。これが蜷川レガシーの核になる考えであると思っております。既成概念をはるかに超えた想像力の代表的なものの1つが、日本の美意識を取り入れた世界でも類を見ないシェイクスピア作品全37作品を上演する彩の国シェイクスピアシリーズであったのではないかと思います。

また、素人の高齢者が主役となり、新たな舞台芸術の境地を開いた演劇集団「さいたまゴールド・シアター」の立ち上げがあります。今年12月には、蜷川監督が育てた人たちによって蜷川監督が最後まで開催を望んだ大群衆劇「1万人のゴールド・シアター2016」の上演を目指しています。そして、妥協のない人材育成としては、時には怒鳴るなど厳しい指導の下、藤原竜也さんをはじめ多くの優れた俳優を彩の国さいたま芸術劇場から育て上げられました。

その一方で、さいたまネクスト・シアターを立ち上げ、無名の若手俳優の育成にも力を注いでおられました。こうした取り組みは、蜷川監督なくして成し得なかったものばかりであり、監督が亡くなった今、私は改めて残されたレガシーの大きさに、ただ本当に残念という思いでございます。

蜷川監督の告別式では、女優の大竹しのぶさんが弔辞の中で「劇場という場所には、そのうちにさえ先人たちの魂が宿ると言われています」

とおっしゃいました。私は、彩の国さいたま芸術劇場には蜷川監督の魂が至る所に宿っているのではないかと思います。私は、蜷川監督が残されたこのような蜷川レガシーを監督が育てたスタッフや役者とともに、未来に継承をしていただきたいと思います。

次に、創造する劇場として全国的に知られている彩の国さいたま芸術劇場の評価についてでございます。

彩の国さいたま芸術劇場は、御案内のとおり舞台の奥行きが広く、また舞台が観客席から近い構造であることから、大掛かりで観客と一体となった演出ができるという特徴がございます。このような特徴を持つ彩の国さいたま芸術劇場から独自に作り込まれた優れた作品が次々と生み出され、国内外で高い評価を得てきました。

かつて、蜷川監督から伺ったことがございます。彩の国さいたま芸術劇場は仕事がしやすい場所なんだ。こういう優れた劇場は世界でも5つとないだろうというお褒めの言葉をいただきました。よく覚えております。

私は、彩の国さいたま芸術劇場が正に創造する劇場の名に値すると思っております。その名を一層高めるため、創造性の高い芸術作品が提供できる環境を引き続き皆さんの知恵をお借りしながらつくっていきたいと考えております。

A．県民生活部長

次に、御質問4、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(1)「公立による文化芸術施設の役割とその推進について」でございます。

彩の国さいたま芸術劇場では、県民に開かれた公立劇場として地域のにぎわいづくりや様々な文化芸術事業を実施しています。現在、無料で気軽に音楽を楽しむコンサートや青少年、高齢者、障害者を対象とした割引を実施している

公演がございます。人気振付師の近藤良平さんと県内の障害者が結成したダンスチーム「ハンドルズ」の公演は、埼玉初の新たな取り組みとして高く評価されています。今後も公立の芸術劇場として県民誰もが楽しみ、感動できる機会を数多くつくってまいります。

(2) 県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を

Q・村岡正嗣議員

北浦和公園内にある黒川紀章氏設計の埼玉県立近代美術館は、近現代美術を中心に自主企画に積極的で埼玉の作家を大事にする美術館と評判です。2013年には入館者700万人を達成し、昨年4月にリニューアルオープンしました。現在、第66回となる県展が開催されていますが、埼玉の県展は今や全国トップクラスと言われるほどです。

知事に伺います。全国に誇れる埼玉県立近代美術館の価値について、知事の評価をお答えください。

この3月、日本近代美術史にその名を残す明治の洋画家の106年ぶりの回顧展、原田直次郎展を見ましたが、その迫真の描写には圧倒されました。1万2千人を超える方々が訪れたのもうなずけるところです。この原田直次郎展は、埼玉、神奈川、岡山、島根の4つの県立美術館による合同の全国巡回展で、1館ではこうした規模の美術展開催は困難です。公立美術館間でのネットワークがこれを可能にさせたのです。

そこで伺います。今後も、更にネットワークの拡充を図ることについて、ネットワーク形成には学芸員の存在が不可欠ですが、本県の学芸員は10人です。同規模県の神奈川県や愛知県の学芸員は15人です。学芸員の増員を図るべきです。教育長よりお答えください。

A・上田清司知事

次に、「県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を」についてでございます。

近代美術館は日本画家の橋本雅邦など、埼玉ゆかりの作家からモネ、ピカソなど海外の巨匠まで幅広く優れた美術作品を所蔵し、活用することで県民が美術と出会う機会を提供しています。また、著名な建築家であります黒川紀章が初めて手掛けた美術館として、建物を見るだけでもその価値が見出せるとも言われています。さらに、見て触れて美術と出会う目的から、館内のあらゆるところに優れたデザインの椅子を配置し、観覧者が自由に座って楽しむことができる椅子の美術館としても全国で有名だと伺っております。私も、近代美術館において世界的な芸術家であります草間彌生さんの展覧会やピカソの陶芸展などを鑑賞し、独自の作風に大変感銘を覚えたこともございます。

また、全国最大規模の県美術展覧会をはじめ、工芸展や書道展など県民主体の様々な展覧会が開催されており、私も時間の許す限り拝見しております。どの展覧会も、県民の熱意やひたむきさを肌で感じることができ、正に県民に根付いたすばらしい美術館であると認識しております。このほか、美術館の規模は小さいですが、学芸員の知恵や工夫を生かし、ほかの美術館とのネットワークを駆使した企画展を毎年開催しております。例えば、昨年度は全国の美術館や美術専門家と協力し、障害者アートの展覧会である「すごいぞ、これは！」を開催し、マスコミにも多く取り上げられ、全国的にも注目されました。これは文化庁の戦略的芸術文化創造推進事業に全国から応募のあった73件中、採択を受けた27件の中でも障害者アートの芸術性を高める先見的な取り組みとして大変高い評価を受けたものでもございます。このように、多彩な活動を展開している近代美術館は、県民が美術と出会い、新たな考え方や価値を発見する拠点施設として欠かせない存在だと考えており

ます。

A．県民生活部長

次に、御質問4、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(1)「公立による文化芸術施設の役割とその推進について」でございます。

彩の国さいたま芸術劇場では、県民に開かれた公立劇場として地域のにぎわいづくりや様々な文化芸術事業を実施しています。現在、無料で気軽に音楽を楽しむコンサートや青少年、高齢者、障害者を対象とした割り引きを実施している公演がございます。人気振付師の近藤良平さんと県内の障害者が結成したダンスチーム「ハンドルズ」の公演は、埼玉初の新たな取組として高く評価されています。今後も公立の芸術劇場として県民誰もが楽しみ、感動できる機会を数多くつくってまいります。

A．教育長

御質問4、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(2)「県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を」についてでございます。

公立美術館においては、全国の公立美術館143館が加盟する美術館連絡協議会という団体がございます。議員お話しの原田直次郎展は、この協議会に加盟する埼玉、神奈川、岡山、島根の四つの美術館による巡回展で、本県近代美術館が中心となって企画立案したものです。また、今年度は日本におけるキュビズムという企画展を埼玉、鳥取、高知の3館が共同研究の上、巡回することとなっております。このような企画展の開催は、美術館同士、学芸員同士のネットワークにより実現した相互教育の良い例と言

えます。

学芸員を増員すべきとの御提案につきましては、教育局の定数削減を進めている中であり、困難ではございますが、更に近代美術館の価値を高められるよう努めてまいります。

(3) 県内の名建築を文化財として再評価し未来をつなげること

Q．村岡正嗣議員

東京・上野の国立西洋美術館の世界文化遺産登録がほぼ確実となりました。設計は近代建築の世界三大巨匠の一人、ル・コルビュジエです。弟子であった前川國男は、その実施設計に協力した1人で、東京文化会館の設計をはじめ戦後日本の建築界をリードした建築家です。今、コルビュジエとともに弟子たちの名建築の再評価が叫ばれています。

本県には、前川國男作品として埼玉会館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立自然の博物館があります。埼玉会館の外観は、黄褐色の陶磁器風タイルが特徴で、打ち込みタイル工法で造られています。コンクリートを流し込む木の型枠の内側にあらかじめタイルを固定し、そこに生コンクリートを流し込んでタイルとコンクリートを一体化しています。後張りタイル工法と比べ、耐久性が格段に高くなるのです。前川國男は、当時の大量生産・大量消費の潮流を厳しく批判し、建築は丈夫で長持ちさせるべきと考え、打ち込みタイル工法を採用したのです。また、建物主要部を敷地の高低差を利用して地中に沈め、その上にエスプラナードと呼ばれる開かれた中庭を巡らせました。市街地の中にゆったりとした憩いの空間を生み出したのです。埼玉県立歴史と民俗の博物館も名建築と言われ、1974年には日本芸術院賞を受賞しています。名建築は、地域の歴史や記憶と向き合い、その

景観とともに人々の生活に潤いをもたらす存在です。公共施設の保存と今後の在り方にもヒントを与えるものとなるはずです。

そこで伺いますが、本県に所在する前川國男による建築作品について、文化財としての再評価を行っていただきたいが、教育長の答弁を求めます。

また、埼玉会館では現在大規模改修工事が行われており、来年のリニューアルオープンの待たれるところですが、広く県民に前川國男作品としての魅力と価値を伝える企画等を実施していただきたい。県民生活部長よりお答えください。

以上で私の質問を終わります。

A．県民生活部長

次に、(3)「県内の名建築を文化財として再評価し未来へつなげること」についてでございます。

前川國男氏の設計により昭和41年に開館した現在の埼玉会館は、前川建築の特徴が際立つ建築物として知られています。現在、老朽化に伴い改修工事中でございますが、外観は外壁の補修を行うにとどめ、開館当時と変わらぬ姿を保つこととしています。これまでも、前川建築の魅力を紹介するパネルの展示や前川建築設計事務所の協力を得た建築セミナーなどを実施してまいりました。来年4月のリニューアルオープン後におきましても、前川建築の設計思想や特徴をテーマにした建築セミナーや建物見学ツアーを実施することとしております。実施に当たっては、一般の方に加えて建築を志す若い方々にもお越しいただくなど、前川建築の魅力と価値を広く発信してまいります。

A．教育長

次に、(3)「県内の名建築を文化財として再

評価し未来へつなげること」についてでございます。

御質問の前川國男氏による埼玉会館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立自然の博物館の3つの公共建築は現在も多くの県民に御利用いただいております。特に、歴史と民俗の博物館につきましても、平成10年に国の公共建築百選にも選定されるなど高く評価されております。

文化財としての再評価をという御質問ですが、建造物を県指定の有形文化財に指定する場合には、まず、同じ年代の建造物について総合的な調査を行うことが必要となります。本県にある前川國男氏による3つの建築は、昭和40年代から50年代に建てられたものです。これらの建築は年代的に新しく、同年代の建造物の数は膨大であるため、現状では総合的な調査を行うことは大変困難です。そのため、現時点において県指定有形文化財に指定することは難しいと考えております。

県といたしましては、公共建築として高く評価されておりますので、将来に向けてどのような方法でその文化財としての価値を評価するかについて研究してまいります。

Q．再質問 村岡正嗣議員

再質問を行います。知事と岩崎副知事に一問ずつさせていただきます。

最初に、知事の方ですけれども、創造する劇場について、このさいたま芸術劇場は優れた舞台だというお話もありまして、引き続いてそれをつくっていききたいという決意が示されたなど受け止めております。それ自体は私も大変評価したいと思うんですが、本当にこれは優れた舞台だということは私も承知してまいりまして、舞台の広さ等は国内最高レベルだという評価ですね。ただ、その半面、マックスで776席でオーケ

ストラピットを使うと680席ですよ。ということは、優れた芸術を提供しようとする、なかなか客席数が取れないというハンディが当然あるわけで、経営的に見るとつらいところがあるわけです。そのことも当然、首長として、知事としては承知の上でね、しかしこの創造する劇場というものについて価値を評価して引き続いてつくっていくという決意と私は受け止めているんですが、知事の答弁にはそこについては触れられておらなかったんで、確認の意味で是非、そのことも十分承知の上で今後も県として支えていくのかということをお答えをいただきたいと思います。

それから、岩崎副知事にはですね、どうも現状認識が違っているなというところがあります。改正品確法について、その中身とそれぞれの施策についてこうやっているというお話があって、適切に実施をしていると、改善傾向にあるという御答弁だったんですが、やはり実態は全く改善しているという声は私ども聞いておりません。

例えば、全国建設業協会の実施した去年9月の改正品確法の効果について、どうだったかというアンケートをやっているわけです。そうしますと、前年と比較して利益が良くなったと答えたのは14.5です。悪いというのが49.6、変わらないが35.9、だから全くこの効果を感じられていないです。これが実態なんです。こういう状態では、労働者の賃金改善は難しいのは当たり前なんです。

一部良くなっているという話があったんだけど、これは超大手ゼネコンの業績回復が後ろを押しているということも一部あるわけですよ。そういう意味では岩崎副知事、現状認識、全国建設業協会のアンケートを私が紹介するまでもなく、なかなか改正品確法の効果は出ていないんだと、上がっていないんだという、こういう認識をお持ちなのかと、その上に立って、効果があるためにどうしたらいいかということをもっと具体的にやる必要があると思うので、

先ほどの答弁では不十分じゃないかと私は思っておりますが、もう一度お答えいただきたいと思います。

A. 上田知事

村岡正嗣議員の再質問にお答えします。

創造する劇場についての思いについての見識を伺いましたが、ふだん重要な点で意見が異なることが多いんですが、ここは全く一致したと思っております。

A. 岩崎副知事

村岡正嗣議員の再質問にお答えをいたします。

これまでも、建設関係団体とは定期的に意見交換を行ってまいりました。今後とも、建設関係団体等との意見交換を通じまして業界の実態を把握し、中長期的な担い手の確保育成が図られるよう、しっかりと発注者の責務として取り組んでまいりたいと思います。

2 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年6月6日

議事課長

近年の過去例を確認したところ、刷新の会の代表者が平成19年度、20年度、21年度及び26年度に一般質問を行っているが、その年度、刷新の会は代表質問ができる要件を満たしていなかった。会派の代表者が一般質問を行った例ではあるが、代表質問との関係までは明確に整理されていない。先例等において、明確に禁止等をするものはない。

委員長

ただ今の説明について、何か御意見はあるか。

田村委員

会派制を採用し、各会派代表者会議というものも設定されており、会派の代表者が代表質問を行う流れがつくられている中で、会派の代表者が一般質問をするということを制限する先例をきちっと作り、整理した方がよいと思う。

石川委員

確認したいのだが、代表質問は会派の代表者が行わなければならないということは決まっているのか。決まりがないのであれば、それは会派の中で決めればよいと考える。

議事課長

現在のところ、会派の代表者が行っていることが多いが、過去には会派の代表者以外が代表質問を行った例はあったと記憶している。

田村委員

本県議会は、会派制を採用しており、各会派代表者会議も設定されている。であるのだから、この機会に代表質問は会派の代表者が行うことを、先例として明確に規定した方がよいと思う。

菅委員

代表質問は会派の代表者が行わなければならないということだが、その根拠を教えてください。代表質問は会派を代表して意見を述べるだけであって、会派の代表者が行わなければならない必要性について明確にしていただかないと、決められる状況にはないと思う。

委員長

この件については、本委員会で議論されたことはないと思う。そこで、本日の本会議散会后、再度議運を開き、改めて議論したいと思うが、いかがか。

村岡委員

私は、先ほどの田村委員の意見については、禁止の条項等があるわけではないので、会派で決めるべきものだと考える。ただし、ただ今の、代表質問を会派の代表者が行うこととすることを検討すべきとの意見もあったので、今後、きちっと協議すべきだと考える。

委員長

本日の本会議散会后、協議を行うことでよいか。

<了承>

委員長

質疑質問についてだが、休憩前に議論された、代表質問を行う者に関する件は、現在のところ規定されていない。

そこで、代表質問に関する取り扱いを明確に規定すべきと考え、委員長案として「代表質問は、原則として各会派の代表が行うこととする」「一般質問と代表質問を行う者は、原則、重複しないものとする」旨を本委員会で決定したいと考えている。なお、この案の適用は9月定例会からとさせていただきたいと考えている。

委員長

この件について、何か御意見はあるか。

菅委員

今、いきなり案が出てきたわけであるが、なぜそうなるのかという議論が全く抜けているように思う。提案の理由が分からないと、私たちも納得できない部分があるので、その辺を教えてください。

委員長

一般質問、代表質問を行う者について、今まで議運で議論されていなかった。そこで今回、議題に挙がったので、私としては、代表質問は会派の代表者が行うべきであり、その機会があるので、代表者は一般質問をするべきではないと考え、提案させていただいた。

今回の6月定例会については既に確認したとおり行い、9月定例会から委員長案でやっていただければ幸いです。

小島委員

先ほどの田村委員の質問から始まったわけだが、本県議会は会派制で運用しているし、今まで慣例、当たり前のこととして、代表者あるいは代表者に準ずる方が代表質問を行っていた。例えば、明確なルールがないからと、1期の議員が、会派の代表だからやりたいとか、そういうことになりかねないと思っている。一般質問をやって、また同じ年度に代表質問をやるというのは、各議員の発言の機会の平等性からみても、いかがなものかなと思う。今まで考えもしなかったことではあるが、会派の代表者なのだから代表質問に集中していただき、一般質問については各会派の団員を生かすべきだと思う。

そういうわけで、委員長案のように、しっかりと先例に明記した方がよいと思っている。

菅委員

周辺の議事を調べてみたが、必ずしも会派の代表者が代表質問をしているわけではない。会派制を採っているがゆえに、会派の誰かが代表して質問をするというものであり、今の話だと整理がつかないと私は思う。

田村委員

本県議会は、現任期の前々期から、各会派代表者会議というものを公式に設けている。これは費用弁償も出るし、会議規則にも記載されている。この各会派代表者会議というものを設定したのだから、代表質問は各会派の代表者が行うべきであると考え、先ほど質問し、整理をお願いしたところである。

菅委員

非常に重要な部分の議論を、今提案されて、

この5分間で即決とするのはいかがか。今まで、附帯的なことを言うべきではないかもしれないが、ここに来ていきなりどかんと議論して決めてしまうことが多かったが、そうではなくて、議会の権能を高める意味で、我々が主張している議会改革をトータルとして丁寧に議論すべき筋の問題である。1つ1つ場当たりに提案されて、5分やそこらで決めてしまうのは議論が少ないと思う。

小島委員

議運委員は各会派を代表して出てきている。

菅委員

であるならば、もっと丁寧に議論すべきではないか。

小島委員

本当に丁寧に議論すべきものとそうでないものは、区別すべきである。

村岡委員

意見が分かれている。委員長は冒頭に案を示されて、その結論を出してもらいたいというような発言だったかと思うが、意見が分かれている。

意見を言わせてもらえば、一般質問と代表質問を重複して行ってはいけないというものもあるかと思うが、それは各会派で考えるべきものだと思う。

そのことも含め、意見が分かれているのだから、拙速に決めるべきではなく、十分に協議をすべきだと思う。各会派、いろいろな意見を持っているが、この件は全会一致で結論を出すべ

きだとも思う。その意味では、結論を急ぐべきではない。

委員長

改めて、委員長案を事務局に配布させる。

<事務局が委員長案を配布>

委員長

何か御意見はあるか。

井上(航)委員

「代表質問は、原則として、各会派の代表が行うこととする」とあるが、原則としてとはどういう意図なのか。

また、「一般質問と代表質問を行う者は、原則、重複しないものとする」とあるが、どの期間重複しないようにするのか。同一任期なのか、同一年度なのか。埼玉県議会の場合は2月定例会時にしか代表質問はできないが、そこをどのような想定で考えているのか、まず伺いたい。

委員長

まず1つ目の質問だが、原則としての意図するところは、例えば、会派の代表者に事故ある場合には変更できるというものである。

また、重複しない期間だが、同一年度と考えている。

井上(航)委員

ちょうど先日、この議運で視察に行った福井県議会と石川県議会について調べてみた。

福井県議会では一般質問を希望者全員に実施させている。また、代表質問は毎定例会ある

が、その後一般質問を行っているので、ルール上重複する可能性がある。

同じく石川県議会も、希望者全員が一般質問を実施し、かつ毎定例会で代表質問を行うことができる」と規定している。

先日視察した2県議会では必ずしも、一般質問者と代表質問者の重複を避けるというルールにはなっていない。こういう議会がある中で、本県議会でなぜルール決めをするのか。

本県議会の広報冊子「ようこそ県議会へ」には、会派を代表して質問するのが代表質問、議員個人の立場から質問するのが一般質問であると記載されている。会派の代表者にも議員個人の立場があると思うがいかがか。

委員長

井上（航）委員の御意見は分かったが、本県議会及び議運の仕組みを鑑みて、今回委員長案を提示させていただいた。

福井県議会や石川県議会のお話があったが、それはそれとして、本県の議会について熟考し、これからの代表質問と一般質問は案のとおり整理したいと考えた。御理解いただきたい。

菅委員

今のお話で、定義付けなどがきちり整理されたとは思えない。ここは言論の府であるので、発言の制約をするということに対して、しっかりと議論して丁寧に扱うべき筋の問題である。いきなり委員長案を提案され、その場で決定しようとする事自体の異常さを認識すべきだと思う。

村岡委員

代表質問と一般質問をする者については原則重複しないものとする事については、意見が分かれている。会派の中で質問の平等性などを判断すればよいのであって、議会としてこれを決める必要は全くないと思う。ある意味、質問の権利を狭めるものとなるからである。

また、この件が緊急性を持って結論を出さなければならぬものであればともかく、誰も気が付かなかったくらいに、特別な不都合が起きたわけではない。そういう中で、意見が分かれている以上、時間をかけて協議をすべきだと思う。拙速に判断すべきではない。

3 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年6月20日

付託議案に対する質疑

Q．村岡委員

- 1 第85号議案について、法人県民税の税率変更の理由は、税源偏在を是正するためとのことだが、国においてはどのような所でどのような形で示されたか。
- 2 地方法人税の概要の図表について、一番左の創設前には国税部分がないが、法人住民税法人税割の中に地方交付税の財源はなかったと解釈してよいか。
- 3 法人住民税法人税割の税率引き下げにより市町村の法人住民税法人税割も減収となるが、市町村の法人住民税法人税割の減収に対する補填措置について説明願いたい。
- 4 第88号議案について、法人事業税の付加価値割と資本割が外形標準課税ということでよいか。また、外形標準課税とはそもそも何か。黒字法人、赤字法人に関係なく外形標準課税の対象となるのか。
- 5 外形標準課税の付加価値割は1.2%へ、資本割は0.5%へ引き上げ、所得割は3.6%へ引き下げるという改正だが、引き上げ、引き下げを合わせて企業の負担額は増えるのか減るのか。モデルケースを想定したシミュレーションをしていると思うので、税の負担額が結果的にどうなるか金額で示してほしい。

A．税務課長

- 1 平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、地方法人課税の偏在是正の項目の1番目に法人住民税法人税割の税率の改正についての記述がある。また、平成28年1月20日に開催された全国都道府県税務主管課長会議の場で、総

務省から、地域間の税源の偏在を是正し財政力格差の縮小を図るためと説明されている。

- 2 地方法人税の創設前は、法人住民税法人税割は地方交付税の財源ではなかった。
- 3 暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度が廃止されるとともに、市町村税である法人住民税法人税割の税率も引き下げられたことから、減収となる。地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設された。この制度による交付額は都道府県の法人事業税額の100分の5.4である。
- 4 付加価値割と資本割の部分が外形標準課税部分である。外形標準課税とは、法人の利益に着目するのではなく、資本金など外形から客観的に判断できる基準を基にして税額を算定する課税方式である。法人事業税は法人が事業活動によって行政から受けるサービスの対価として課税されるもので、外形標準課税は事業活動の規模を反映しており、応益性の観点から税負担の公平性を確保している。
- 5 黒字法人の売上げが5億円、赤字法人の売上げが3億円、共通の前提条件として、人件費が2.5億円、資本金1.5億円、事業開始が平成28年4月のモデルで試算した。その結果、黒字法人が138万円の負担減、赤字法人が174万円の負担増となる。負担増には制度上の配慮があり、事業規模が一定以下の法人に対しては、負担の軽減措置を講ずることとなっている。モデルケースによる赤字法人の初年度負担は、軽減措置を講ずることにより174万円から66万円に圧縮される。

Q．村岡委員

- 1 第85号議案について、地域間の税源偏在が起こった理由について県としてどのように認識しているか。また、地方税の一部を国税化して地方交付税の原資とする部分の割合を増やす改正であり、地方交付税の財源を地方自治体に負担させること自体がおかしいと思うが、県の見解はどうか。
- 2 第88号議案について、外形標準課税について政府の税制調査会はどのような見解を示しているか。また、日本商工会議所はじめ中小企業4団体の見解はどうか。
- 3 シミュレーションでは黒字法人の負担が減り赤字法人の負担が増えるという結論だが、儲けを出しているのであれば応分の負担増を求めべきではないか。
- 4 法人事業税のうちの外形標準課税分の割合は平成27年度までは8分の3だったが、今回の改正でどうなるか。

A．税務課長

- 1 都道府県間において法人の集積の状況が大きく異なっており、平成25年度の法人2税で見ると最大と最小で6.3倍の開きがある。本県も偏在の是正は必要と考えている。また、地方法人税は税収の全額を地方交付税化の原資とするものであり、地方分権に反するものではないと考える。
- 2 「法人税の改革について」という税制調査会の取りまとめがあり、その中で「外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行う

べきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。」と記載されている。また、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業4団体は、いずれも外形標準課税の中小企業への適用拡大に反対している。

- 3 個々の法人で見た場合には負担の増減はあるが、全体としてはバランスを取った仕組みとなっている。政府の方針としては、平成28年度地方税制改正において現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生を地方から後押しをするため、法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率の引き下げと外形標準課税の拡大を行うこととしたものである。
- 4 平成28年度改正において外形標準課税の割合は、8分の5となる。

Q．村岡委員

- 1 第85号議案について、法人住民税法人税割の地方交付税原資化について、全国知事会ではどのような見解を示しているか。
- 2 平成26年度の地方交付税原資化は消費税8%への増税を踏まえたものだった。今回は消費税10%への増税を見越した措置ではないか。
- 3 第88号議案について、外形標準課税が中小企業まで拡大されれば税負担が重くなり、経営に深刻な打撃を与えることになるが、県の見解はどうか。

A．税務課長

- 1 全国知事会としても地方交付税原資化に賛成しているが、東京都など一部反対している団体もある。
- 2 消費税10%への税率引き上げと連動しているかどうかについては、私からは明確なお

答えはできない。

- 3 公平に負担していただくことが大原則であり、そういった趣旨を踏まえた税制改正であると認識している。なお、資本金1億円以下の企業に対しては外形標準課税が導入されおらず、中小企業にも配慮した制度となっている。

付託議案に対する討論

村岡委員

第85号議案及び第88号議案について、反対の立場から討論する。

まず、第85号議案について、法人県民税の改正は、地方交付税の原資とする地方法人税の税率を引き上げるものである。国は、地方税である法人住民税の一部を国税である地方法人税の原資とする仕組みを導入したが、消費税増税で広がった地域間格差を、地方自治体の負担により是正することは許されない。今回の改正は、地方法人税率を再び引き上げ、地方交付税の原資として更に拡大するものであり、反対である。

次に、第88号議案について、法人事業税については資本金1億円超の企業の外形標準課税の割合を拡大し、所得税の税率は引き下げるものである。これでは黒字企業には減税、赤字企業には増税となり、最も恩恵を受けるのは黒字大企業である。加えて政府は、外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業へ拡大するつもりである。今回の改正は、大企業の法人実効税率引き下げによる税収減を、赤字で苦しむ中小企業への増税で穴埋めする、その導入となるもので到底賛成できない。

以上、反対討論とする。

4 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年6月20日

付託議案に対する質疑（農林部関係）

Q．柳下委員

- 1 埼玉県産地パワーアップ事業の支援対象者、採択要件、助成内容はどのようになっているのか。
- 2 地域農業再生協議会のこれまでの活動と今後の見通しについて伺う。
- 3 TPPは、国会では決まっていないが、産地パワーアップ事業がなくなってしまうことはないのか。

A．生産振興課長

- 1 対象者は、地域再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられた農業者や農業団体等である。

要件はいくつかある。事業の成果目標として産地全体で生産コスト、集出荷コストの10%以上の削減又は販売額の10%以上の増加等を位置付けること、その後、成果目標について産地全体での検証を行うことが定められている。また、品目ごとに定められた面積要件を満たすことが必要で、水稻50ヘクタール、麦30ヘクタール、大豆20ヘクタール、茶・果樹、露地野菜10ヘクタール、露地野菜の都市的地域は2ヘクタール、施設野菜5ヘクタール、施設野菜の都市的地域は0.5ヘクタールとなっているが、北海道においては、面積要件が異なっている。また、中山間地域は、要件が緩和されている。

助成内容については、穀類乾燥施設、集出荷施設、先進的な機械、例えばGPSを活用した播種機、低コストハウスなどが対象となっている。

- 2 地域農業再生協議会は、おおよそ市町村ご

とにあり、産地パワーアップ計画を作成することになっている。生産調整等の水田協議会、担い手協議会、遊休農地対策協議会が合併したもので、生産調整、担い手、遊休農地についての活動を行ってきており、これからもそのような役割を果たしていく。

- 3 国が示しているTPP対策を積極的に活用して、農村地域の活力を保っていきたい。

Q．柳下委員

まだ国会で決まっていないが、私はTPPについては、反対である。しかし、どのような状況であろうと産地をしっかりとパワーアップさせて守っていく必要がある。5戸以上の農家が参加する1ヘクタール以上の面積で、事業の実施が可能であるとか、中山間地域や埼玉ブランドのお茶での利用であるとかも含めて、産地パワーアップ事業が役に立つのかをしっかりと答えてほしい。大規模なところだけでなく、小さい家族経営の農家などもいくつかまとめて、地域農業再生協議会に申請すれば、採択が可能であるのか。

A．生産振興課長

5戸以上という制限はない。団体を作らなくても、個人の農家が集まって、それぞれが頑張る計画を立てて、産地パワーアップ計画に位置付けられれば、採択は可能である。この事業を活用して、埼玉農業の活力を上げ、農業者をしっかり支援していきたい。

5 文教委員会における前原かつえ県議の質疑

2016年6月20日

付託議案に対する質疑

Q．前原委員

この条例が制定された時期は。

A．保健体育課長

昭和32年12月24日に制定されている。

Q．前原委員

条例の制定が昭和32年とのことだが、現状に即しているのか。

Q．前原委員

政令に準じ、現状を踏まえ県の条例を改正している。

6 自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年6月23日

Q．村岡委員

- 1 神川町でイノシシの人身被害があり、現在も入院している人がいる。神川町では支援策を検討するという話も聞く。この事案については知っているか。ほかにこのような人身被害はあったか。
- 2 在来種を含め生物多様性の実態について把握しているのか。生物多様性保全活動登録団体はどのような団体で、どのような活動をしているのか。
- 3 PCB廃棄物については、国による特別措置法の改正があったが、これに伴い県では処理計画について変更を行ったのか。
- 4 県のホームページを見るとトランス等については台数で、廃油等についてはキログラムで表示しているが、総量を統一して表示することはできないのか。また、PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物の割合はどのくらいか。処分先はどこなのか。

A．みどり自然課長

- 1 被害の報告は受けている。平成27年度の人身被害はこの1件だけである。県ではイノシシの被害を防ぐため県民に対する注意喚起を行っている。
- 2 希少な野生動植物種などの調査によりレッドデータブックを発行し、県内に希少な動植物が生息・生育していることの周知を図っている。県としては希少動植物種などが絶滅しないように保全に努めている。147の登録団体の内訳は、NPO、学校、環境団体などであり、情報交換会などにより情報共有を行っている。例えば、元荒川に生息する希少なムサシトミヨについては、保全団体の活動により保護されている。

A．産業廃棄物指導課長

- 3 特別措置法は5月に改正され、7月中に国のPCB廃棄物処理基本計画も改正される予定である。これに併せて、埼玉県の処理計画についても、8月以降の改正を予定している。
- 4 県ホームページにおいては、トランスやコンデンサの処分量については台数で表示し、ウエス等についてはキログラムで表示している。PCB含有量の関係もあり統一することは難しいが、分かりやすくなるように検討したい。

高濃度PCB廃棄物については、銘版が分からないと高濃度かどうか判明しないが、県内のPCB廃棄物25万台のうち、約17万台が高濃度PCB廃棄物と推定している。高濃度PCB廃棄物の処分先は、全国で中間貯蔵・環境安全事業株式会社の1社であり、県のトランス等は東京事業所で処分され、安定器は北海道事業所で平成29年度以降に処分される。

Q．村岡委員

- 1 犯罪被害者には国家補償制度があるが、イノシシ等の被害には何の補償もない。神川町では入院している方に何らかの支援策を検討していると聞いた。今後もこのようなイノシシの被害は起こりうる。県としてはどのように取り組むのか。
- 2 県として生物多様性保全活動登録団体をどのように支援していくのか。
- 3 8月以降に国による処理基本計画の改正があるとのことだが、平成39年3月という処理期限に変更はあるのか。
- 4 中間貯蔵・環境安全事業(株)東京事業所ではトランスを処理するということが、平

成26年度に水熱酸化分解施設が止まるトラブルが起きている。埼玉県ではこのときにどのような対応を取ってきたのか。平成39年3月という処理期限はこうしたトラブルを考慮して決められているのか。

A．みどり自然課長

- 1 このような被害を少なくするため有害鳥獣捕獲に取り組んでいる。
- 2 登録団体のネットワーク化により情報交換を図っている。専門的な知識を必要とする登録団体には専門家の派遣制度を設けている。また、野生生物の調査に参加していただくことで具体的なノウハウを身に付けてもらうなど、スキルアップを後押ししている。

A．産業廃棄物指導課長

- 3 平成39年3月という処理期限は変わらないと考えている。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約では、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの処分が定められており、国としては平成39年という処理期限を変えられないと考えている。
- 4 東京事業所での処分は、東京都分を先行しており、埼玉県分は平成27年度から本格的に処分が始まった。そのため、対応状況は把握していない。
プラントなのでトラブルがあることを考慮されて期限を決めていると考えている。

Q．村岡委員

- 1 野生動植物が生育する場所は農林部や県土整備部が管理していて、生物多様性について積極的ではなく、希少な植物などが除去されてしまう。他部局との定期的な会議等はある

のか。

- 2 4月の国会答弁で参考人が「平成35年の処理期限までに処理が終わらない場合には、産業廃棄物として排出事業者の責任になる」という発言をされていたが、どうなのか。県としての責任を県ではどのように考えているのか。

A．みどり自然課長

- 1 定期的には行ってはいないが、個々の案件について、他部局に対しては配慮を要請している。今後とも、野生生物の保全に努めたい。

A．産業廃棄物指導課長

- 2 平成35年度までというのは、高濃度PCB廃棄物の計画的処理期限である。中間貯蔵・環境安全事業(株)東京事業所は、地元住民の方々の協力により稼働されており、処理期限までに何としても処理を終えなければならない。埼玉県では、未届出、未登録の事業所に対して今後立ち入りを強化するとともに周知をしていきたい。

7 公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑

2016年6月23日

Q．金子委員

- 1 プールの安全について、特に留意している点は何か。
- 2 古い県営住宅の入居者は高齢化して、不便を感じていると聞く。住宅供給公社の経営目標に、少子高齢化社会に対応した賃貸住宅・施設の建設支援とあるが、具体的にはどのようなことを行っているのか。

A．(公財)埼玉県公園緑地協会専務理事

- 1 昨年、水面監視体制検討会議を設置し、監視体制の強化について検討してきた。今年度は、監視体制の強化と保護者への注意喚起を2つの柱とする。監視体制の強化としては、監視ポイントの増、監視台ごとの監視台カードの作成、監視員の教育強化のためのマニュアル再整備、ビデオ研修、指導員研修などを行う。保護者への注意喚起としては看板の増設、チラシの配布、安全教室などを行う。

A．埼玉県住宅供給公社常務理事

- 2 ハードの面では、計画的に修繕工事を行う。ソフトの面では、例えば、70歳以上の希望する単身高齢者に対し、1か月に1回電話で安否を確認し、場合によっては生活相談も行う。また、新聞配達員などに、住民に変わったことがあれば連絡をしてもらう見守りサービスについても、体制を徐々に整えている。

Q．金子委員

- 1 安全体制の強化について、人的配置の強化は行われるのか。また、アルバイトに対して

指導の徹底は行われるのか。

- 2 エレベーターが設置されていない県営住宅のエレベーター設置の今後の見通しはどうか。

A．(公財)埼玉県公園緑地協会専務理事

- 1 平均10%増員している。アルバイトを採用する場合、全ての水面監視員にCPRやAEDの研修を受けさせるほか、リーダー格の職員等に救助訓練を行っている。

A．住宅課長

- 2 平成24年度以後、後付けエレベーターを年2基ずつ設置している。後付けエレベーターは、利用する高齢者等が少ないことから、効率性の悪い事業となっている。そのため、エレベーターが設置されていない住棟において、階段の昇り降りに支障がある高齢者等を対象として下層階への住み替えを実施している。

8 経済・雇用対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年6月23日

Q．柳下委員

- 1 産業技術総合センターでは企業に対して、どのような支援を行っているのか。また、職員が技術を受け継ぎ専門性を磨く必要があるが、体制の整備についてどのように考えているのか。
- 2 障害者の就労支援は、フォローアップ体制が大事である。障害者の親は、親亡き後を心配している。企業も法定雇用率を達成するだけでなく、雇用後の人間としての全面発達を支援することが必要であると考えがいかがか。
- 3 労働環境の整備という点では、若者の正規雇用を増やすことが大事であるが、一方でシニアも増えていく。シルバー人材センターも仕事を増やしすぎると、民業圧迫などの問題が起きる可能性がある。若者とシニアの雇用のバランスもあるが、どのようにシニアの雇用を生きがいに結び付けて支援していくのか。
- 4 公共事業については、生活密着型の公共事業を進めていただきたい。特に、学校や公園などの公共施設のトイレをきれいな洋式トイレに改修する必要がある。公共施設のトイレの洋式化について、どのような計画となっているか。

A．産業支援課長

- 1 産業技術総合センターは、県内中小企業を技術面から支える試験研究機関として、例えば不良品が出た場合の原因分析や新製品開発等の相談に対して、保有する機器を使って分析し、対応するといった技術支援を昨年度4万7,935件行った。また、企業からの受託研究や、外部の競争的資金を活用した研究など、次世代産業の育成につながる研究支援

を実施している。職員の専門性の向上については、中堅職員が日ごろの業務で若手職員の技量のチェックを行っている。加えて、大学教授など外部有識者から、職員が行う研究について技術面から評価をしていただき、技術力の向上に努めている。

A．就業支援課長

- 2 障害者の雇用については、就職していただいて終わりではなく就職後のフォローアップも大切であると考えている。就職していただく部分については、就職の受皿の拡大として、法定雇用率未達成の企業を中心に障害者雇用開拓員が直接企業の経営者に雇用を働き掛けている。さらに、どのように障害者を雇用したらよいか分からない企業には、障害者雇用サポートセンターが仕事の切り出しや雇用管理の技術的アドバイスをを行っている。また、就職のマッチングの際には支援機関の方や障害者に企業見学をしていただき、仕事を理解してから就職していただくようにしている。さらに、障害者の職場定着促進のため、企業にジョブコーチを派遣し、経営者等に仕事のさせ方や指導の仕方などのアドバイスを行っている。
- 3 若者の正規雇用については、まず、卒業時に正規で就職することが大切である。そのため、県内企業と若者をマッチングさせる合同企業説明会を開催し県内中小企業への就職につなげていきたいと考えている。また、非正規で働いている人には座学と職場実習を併せて行い、正規雇用を目指す事業を行っている。これまでは、対象者を30歳までとされていたが、今年度から、いわゆる中年フリーターを含めて44歳までに拡大するようなプログラ

ムの改善を行った。

意識を持っており、今後、十分に検討してまいりたい。

A．シニア活躍推進課長

3 若者の雇用を確保する一方、増えていくシニアにも生きがいの場を作っていくことが必要である。シルバー人材センターの業務は、月10日、週20時間、臨時・短期・軽易な業務に限定されており、若者の正規雇用とは基本的には重複しないと考えている。シルバー人材センターは、高齢者の生きがいをづくり、社会参加を目的として社会運動から設立された経緯がある。今後とも、シルバー人材センターがシニアの方の生きがいをづくり、社会参加の場となるよう支援していく。

A．都市整備政策課長

4 現在、さいたまスーパーアリーナの改修とけやきひろばのリニューアル工事を実施している。平成12年オープンの施設だが、トイレは和式がほとんどであり、けやきひろばのリニューアルでは、洋式トイレに改修し、数も増やしていく。9月のリニューアルオープンの際には、快適に御利用いただけるようになると考えている。県立学校については、大規模改修の際、トイレの洋式化を進めている。県立公園のトイレについても、今後、予算化していく方向で検討している。

Q．柳下委員

県立公園のトイレの洋式化について、実態と計画はどうなっているのか。

A．都市整備政策課長

先ほどお答えしたとおり、県立公園のトイレの洋式化については、都市整備部としても問題

9 危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年6月23日

Q．秋山委員

- 1 今後30年以内に70%発生すると言われている首都直下地震の、埼玉県における想定震度や被害の概要について伺いたい。
- 2 熊本地震は震度7の前震と本震が連続して発生するという新たな発生形態であったが、これまでの被害想定を見直す予定はあるのか。
- 3 家具固定の普及は人的被害を大きく減少させると考える。企業と連携した普及拡大は何か所のホームセンターで行うのか。首都直下地震の発生が叫ばれている中、県は、家具固定の普及スピードについてどう考えているか。特にマンションではそうなのだが、家具固定を実際に行うとなると、一定の技術も必要になると思うが対策はあるか。

カインズと調整中である。そのほか、ケーヨーデイツーやコメリとも連携して進めていきたい。現在、熊本地震を受けて、県民の家具の固定への意識は非常に高まっている。ホームセンターによっては固定グッズが品薄になっていると聞く。このタイミングを捉え、一気に県民に普及させたいと考え、ホームセンターとの連携を進めているところである。マンションの場合、家具固定が難しいという問題であるが、県では家具固定サポーター制度を設けており、見積りは無料で、施工は有料になるが、家具固定の支援を行っている。

A．危機管理課長

- 1 埼玉県では平成24年度から平成25年度にかけて埼玉県地震被害想定調査を行った。今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率が70%となる地震として「東京湾北部地震」と「茨城県南部地震」の2つの地震を想定しており、このうち県内の被害量が大きいののは「東京湾北部地震」で最大震度は県南部を中心に6強となっている。被害の主な項目として、全壊建物被害は約1万3,000棟、人的被害として死者・負傷者の合計は、7,800人、1週間後の避難所避難者は、約5万4,000人となっている。
- 2 熊本地震については、国が検証や評価を改めて実施することなので、それを踏まえて、県でも見直しを検討していく。
- 3 企業と連携した家具固定の普及拡大については、県内に本社と約30の店舗がある(株)

10 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かつえ県議の質疑

2016年6月23日

Q．前原委員

- 1 学力調査において、結果の公表や順位を発表を行う必要は本当にあるのかと基本的なところで思う。資料に書いていない口頭説明で、全国学力調査において埼玉県は全国平均を下回ったという発言があった。休み時間や放課後まで学力テスト対策ということで過去問題を解いたりなど勉強を行っており、子どもたちが分かる喜び、知る喜び、できる喜びを実感させるための本当のやり方ではないと思う。その点について、国が実施していることからということかもしれないが、回を重ねることによって教育をゆがめ、序列化や過度な競争を促している気がする。そのことについて基本的な考えを伺いたい。
- 2 人間わかかさ高等特別支援学校の普通科には給食があるが職業学科には給食がない。教育的配慮の観点からの考えなのか教えてほしい。
- 3 県南部地域の教室不足があると認識しているそうだが、短期的な取組でパーテーションを設置して教室を増やすことは、隣の教室の音が聞こえるなど本来の意味での教室不足解消の対策とはならないと思う。長期的な取組みとして施設を建設し、教室を確保することが必要と考えるが、今後の施設建設の考え方を教えてほしい。ほかのところでも話題が上がっていると思うが、障害を持った子どもたちが、スクールバスで1時間以上かけて通学する問題もあるので、今後の設置目標についても教えてほしい。
- 4 先ほど臨時的任用の教員の割合の話があったが、そこで働く教員への待遇が悪ければ、充実した教育内容につながらないと思う。今後の臨任教員に対する考え方を示していただきたい。

- 5 特別支援の通級による指導について、保護者から「特別支援学級があることにより救われた」などの声がある一方、「小学校に特別支援学級はあるが、進学する中学校にないため不安だ」との声も届いている。中学校における通級による指導について、今後どのように取り組んでいくのか教えてほしい。

A．義務教育指導課長

- 1 全ての子どもたちに一定の学力をきちんと身に付けさせていくということは非常に重要なことだと考えている。学力を伸ばすためには、保護者などとも情報を共有し、その上で、結果の公表が1つの有効な手段だとも思っている。また、様々な問題を活用しながら、日々、定着を図る取り組みを続けていくことは重要だと思っている。今回の全国学力調査の結果については真摯に受け止め、単に点数を上げるだけでなく、本人たちの主体性等も伸ばしながら、全ての子どもたちに学力をきちんと身に付けさせていけるよう、県としては市町村を支援していきたいと考えている。

A．特別支援教育課長

- 2 職業学科のあるさいたま桜高等学園や羽生ふじ高等学園に給食はない。職業学科の生徒には、社会の中で自立することが求められるので、自分たちで弁当を作ってくる、自分たちでコンビニに買いに行く、又は弁当を頼むなど、いろいろな形で社会の中で生きていくための知恵を出し合いながら勉強していくのが職業学科だと思う。このような教育的な効果の観点からそのような対応をしている。
- 3 児童生徒数の増加による県南部地域の教室

不足の問題については対策をしっかりとやらせていただく。また、状況によって適切に対応していく。

- 5 国の加配により市町村の通級指導の要望に応えているが、全国的に見ても中学校に通級指導教室を設置しているケースは多くない。しかし、必要としている生徒がいるので、本県独自の支援籍や特別支援学級の教員が通常学級を支援する取り組みを進めており、今後もそのような対応をしていきたいと考えている。

A．県立学校人事課長

- 4 特別支援学校については、臨任率が高いということは承知しており、また臨任が多いことで継続的な学校運営に支障があるということも認識しているところである。したがって、臨時的任用教員数を減らしていく努力はしているところである。今後についても、臨時的任用教員数の減少に努めていく。

Q．前原委員

学力調査の実施の理由が教育指導の充実などに役立つためということであれば、抽出調査にして何年かに1回というやり方でもよいのではないかと思う。現場の教員はそういうことに対しての作業が大変で、非常に混乱している。日々の中で、子どもたちに直に接触しているわけだから、県の学力調査については、今回のように小学校4年生から中学校3年生までの全ての児童生徒に毎年実施するというのではなく、何年かに1回実施するという事なども考えていただければと思うが、その点についてはどうか。

A．義務教育指導課長

県の学力調査により、こういった指導が学力を伸ばしていくかという点を把握するとともに、子ども1人1人の学力を伸ばしていき、昨年の自分と今の自分との比較において少しでも伸びたということが自信につながり、そしてそのことが学習の意欲につながっていくものと考えている。そういった学力の伸びが分かる喜びを児童生徒1人1人が実感していくという点において、全ての児童生徒を経年的に調査するということが必要だと考えている。また、学校現場においては、児童生徒1人1人の学力を把握していくという作業が生じているため、そういった作業により混乱が生じないようにマニュアルを作成する。また、今後の分析についても、分析例を示すなど、分析自体に多大な時間を割くのではなく、子どもたちへの指導を良くすることに時間を使えるよう支援をしていきたいと思っている。

11 知事提出議案に対する反対討論

2016年6月27日

金子正江です。日本共産党を代表して、知事提出議案、第85号議案及び第88号議案について反対討論を行います。

まず、第85号議案「埼玉県税条例等の一部を改正する条例」ですが、法人県民税の改定では、地方交付税の原資とする地方法人税の税率を引き上げるものです。平成26年度の消費税8%の引き上げ時に、政府は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税である法人住民税の一部を国税である地方法人税として地方交付税の原資とする仕組みを導入しました。今回の改正はそれに続くもので、消費税10%への引き上げ時に同様の地域間格差が生じるとして、法人住民税率を現行3.2%から1.0%へ引き下げ、その引き下げ分について、地方法人税率を引き上げて地方交付税の原資として拡大するものです。

自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであり、そもそも消費税増税で広がった地域間格差を地方自治体の負担によって是正するなど、言語道断です。地域間格差の是正を図るといっているのであれば、消費税10%増税は延期ではなく、きっぱり中止すべきです。

次に、第88号議案「専決処分の承認を求めることについて」ですが、法人事業税については、資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税の割合を、現行8分の3から8分の5へ拡大し、所得割の税率を同時に現行6.0%から3.6%と引き下げるものです。これでは、黒字企業には減税、赤字企業は増税となり、最も恩恵を受けるのは黒字大企業となります。

さらに、政府税制調査会は、外形標準課税を資本金1億円以下の中小法人へ拡大するとしています。人件費割合の高い中小企業では、赤字でも課税される外形標準課税によって雇用を守

ることも困難となり、消費税増税による打撃に加えて、経営の存立まで危うくするものです。

今回の改正は、大企業の法人実効税率引き下げによる税収減を、赤字で苦しむ中小企業への増税で穴埋めするその導入となるもので、到底賛成できるものではありません。税は、応能負担が原則です。担税能力のある黒字大企業にこそ応分の負担を求めるべきと申し上げ、反対討論といたします。

12 議員提出議案に対する反対討論

2016年6月27日

前原かづえです。日本共産党を代表して、「教科書採択謝礼問題に関して徹底的な調査・処分及び制度改善を求める決議」に対する反対討論を行います。

本決議案は、教科書採択前に教員が事前に教科書を閲覧し、対価を受け取っていた問題について、「謝礼と採択は因果関係にあり、そのような行為は収賄ではないか」「教員の倫理の欠如と言わざるを得ない」と指摘しております。その結果、現在、県教育委員会の処分案が県議会に提案されていますが、それに加えて、第三者の徹底調査と謝礼を贈った会社と教員双方への処分、教科書採択の原則公開を義務付ける、採択制度そのものを根本的に改善することなどを求めるものです。

まず、謝礼と採択の因果関係ですが、本決議案は、歴史・公民教科書の場合、22の採択地区が謝礼を多く配った東京書籍を採択したと指摘しております。しかし、22の採択区の大多数には東京書籍から謝礼を受け取った教員がおりません。また、特別支援学校の多くが東京書籍を採択したとも述べていますが、特別支援学校の教員は謝礼を受け取っていません。したがって、謝礼と採択の因果関係は認め難いと考えます。

また、このような行為が収賄に当たるのかという点ですが、第1に、採択権限は市町村教育委員にあり、教員にはないこと。第2に、教科書会社から教科書の採択を依頼された事実がないこと。この2点から、違法性は認められません。なお、事実上、教育委員会に採択案を示す採択地区協議会には、謝礼を受けた教員が20名参加しておりますが、誰1人、特定教科書の採択を求める発言はしていません。決議案は、教科書会社への処分や採択の原則公開を義務付けるなどを求めています。県教委にはその

ような権限はありません。

また、述べたように、謝礼と採択の因果関係は認められませんので、採択制度の根本的改変は必要ありません。とりわけ科学的根拠もなく、謝礼と特定教科書の採択を意図的に結び付ける本決議案記述は、認めることができません。

以上から、本決議案には反対するものです。

今回の事件の教訓は、どこにあるのでしょうか。文科省は、その通知で「教科書発行者が教員の意見を反映することは必要不可欠」と明記しており、ここには何ら問題はありません。1番重大なのは、教員が検定の期間中に金品のやりとりを行ったことです。このことによって、教科書の採択結果がゆがめられたとの誤解を県民に与えたことが重大なものです。

しかし、多くの教員が検定の期間すら知らない、検定申請中の教科書は非公開であるとの文科省の規則も知らないのが現状です。事件の原因は教員の無知にあり、県教育委員会の指導の不徹底にあります。したがって、今回の事件について県教委が行うべきは、営利企業である教科書発行者に対する適切な対応を全教員に徹底することです。現在、処分と採択地区協議会の公開などが進んでおりますが、これを指導・推進することを求めます。

教科書は、教員にとって使いやすくなければ意味がありません。今後も教員の生の声が十分に反映されて作成されるべきです。そのための適切なルールの徹底を求めて、反対討論を終わります。

13 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民進・無所属	県民	公明党	改革	
第83号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第84号議案	選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第85号議案	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第86号議案	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第87号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第88号議案	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県税条例等の一部を改正する条例)	×	○	○	○	○	○	承認
第89号議案	埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第90号議案	埼玉県教育委員会委員の任命について	×	○	○	○	○	○	同意
第91号議案	埼玉県公安委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意

- 注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。
- 2 第79号議案及び第80号議案については、議会運営委員会で賛否の確認を行いませんでした。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
議第10号議案	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第11号議案	警察官の増員を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第12号議案	震災対策の更なる推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第13号議案	仕事と介護の両立の支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第14号議案	地球温暖化対策として代替フロン削減推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第15号議案	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第16号議案	教科書採択謝礼問題に関して徹底的な調査・処分及び制度改善を求める決議	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第17号議案	農林水産省の補助事業における財政規律の確保及び補助金の在り方の見直しを求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

14 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

憲法違反の安全保障関連法を廃止し、立憲主義の回復を求める意見書（案）

2016年3月、戦闘地域での米軍等への支援や戦乱が続く地域での治安活動の拡大などを認めた安全保障関連法が施行された。このことにより、南スーダンのPKO活動などで、自衛隊が戦後始めて“海外で外国人を殺し、戦死者を出す”危険が現実のものとなっている。「戦争する国づくりを許すな」と安全保障関連法強行後も、「戦争法の廃止を求める統一署名」が全国で1200万を超え、廃止を求める国民の世論と運動はかつてなく広がっている。昨年9月の安倍政権による強行採決にいまだに国民の多くが理解を示していない証である。

安全保障関連法には、日本が攻撃されなくとも同盟国が攻撃されたら海外でいっしょに戦争できる集団的自衛権の行使が盛り込まれた。これは国際紛争解決のための武力行使を禁じる憲法9条に反することは明らかである。

さらに「憲法9条のもとでは集団的自衛権は行使できない」という戦後一貫した政府の憲法解釈を一内閣の閣議決定で百八十度覆したことは立憲主義に反する歴史的暴挙である。憲法よって権力を縛るという立憲主義を土台から覆す閣議決定をそのままにしておくことは決して許されない。

よって、国においては、憲法違反の安全保障関連法を廃止し、閣議決定の撤回で立憲主義を回復するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税10%引き上げの中止を求める意見書(案)

3年半にわたる「アベノミクス」と消費税増税が、日本経済と国民生活を深刻な危機に陥れている。大企業は史上最高の利益を上げ、内部留保が300兆円に上る一方、労働者の実質賃金は5年連続のマイナス、5%も目減りしている。2014年4月の消費税8%への引き上げで、日本経済の6割を占める個人消費は冷え込みつづけ、2年連続マイナスとなった。これは戦後初めての異常事態にほかならない。

このような中、安倍政権は2017年4月からの消費税10%への引き上げについて、2年半先送りすることを決定した。これは「アベノミクス」の破たん、消費税増税路線の破たんを示すものにほかならない。消費税増税による財源確保ができなくなったとして、年金受給期間の短縮など社会保障の充実を先延ばしすることは到底許されない。

そもそも低所得者ほど負担が重い消費税は、社会保障の財源としてもっともふさわしくないものである。社会保障の財源は、逆進性の高い消費税ではなく、大企業や高額所得者への応分の負担でまかなってこそ所得再分配の効果が発揮される。消費税増税と社会保障財源の連動を断ち切り、消費税に頼らず「能力に応じた負担」の原則をつらぬく税制改革こそすすめるべきである。

よって、国においては、消費税10%引き上げは先送りではなく、きっぱりと中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

基地周辺の教育施設への空調維持費助成の維持・拡充を求める意見書（案）

政府は、沖縄など全国の米軍基地や自衛隊基地周辺の小・中・高校など教育施設に対し、空調機（エアコン）の工事費や維持費の補助をおこなってきた。これは戦闘機などの騒音により教室で学ぶ子どもたちの学習環境が損なわれることを軽減するためのものである。しかしながら、国は2016年度から一部施設の維持費補助を廃止することとした。廃止の対象となる学校は、沖縄県で108施設、埼玉県で10施設となっている。沖縄県では、県市町村教育委員会連合会が「学習環境や市町村の財政に影響がある」として国に補助の継続を要請する考えを表明した。

防衛大臣は記者会見で、補助廃止の理由として学校における空調設置率の全国的な向上を理由にあげたが、まったく納得できるものでない。度重なる米兵・軍属による重大犯罪、騒音被害や機体部品の落下事故など重い基地負担が国民を苦しめているなか、沖縄県では米軍基地撤去が圧倒的世論となり、埼玉県内でも米軍基地の早期返還の世論が高まっている。いまやるべきことは米軍基地のない日本の実現であり、ましてや基地負担軽減のための補助の廃止は決して許されるものではない。

また、厳しい財政状況も鑑みて見直したとのことだが、2016年度の防衛費は初めて5兆円を超え、条約上も負担義務のない「思いやり予算」1920億円が盛り込まれた。その一方で、基地による騒音被害を軽減するためのわずかな補助を廃止することは到底容認できない。

よって、国においては、基地周辺の全教育施設について空調維持費助成を維持し、さらなる拡充を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

給付制奨学金の創設を求める意見書(案)

日本国憲法第26条第1項は、全ての国民に教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条第3項は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

現在、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「支援機構」)は、100万人以上の学生に奨学金を貸与しており、今や2.6人に1人の学生が支援機構の奨学金を利用している。学費は高騰を続ける一方で、家計収入は年々低下しており、進学のために奨学金制度の果たす役割はかつてなく増大している。

しかしながら、支援機構の奨学金は、第1種(無利子)第2種(有利子)ともに貸与型であり、そのうち約7割が有利子である。さらに、延滞金は年5%と高率である。また、貸与を受けるために保証を付けることが必須条件となっており、個人保証を選べば返済が不能となった際に保証人である親族に請求がなされ、機関保証では毎月高額の保証料が奨学金から天引きされることになる。

現在、支援機構の奨学金を延滞している者は33万人以上に上り、その多くは低賃金の非正規雇用や失業などで返済したくても返済できない奨学生である。奨学生は、卒業後に奨学金の返済を遅滞すればいわゆるブラックリストに登録され、最終的には裁判を起されるなど、支援機構の過酷な取り立ては奨学生の将来を不安にしている。

よって、国においては、一刻も早く給付制奨学金を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

15 声明・談話

記者発表

2016年6月27日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

6月定例会を振り返って

外形標準課税を広げる県税関連条例は認められない

6月定例会では、一般会計補正予算はじめ、知事提出議案9本、意見書・決議など議員提出議案の8本が審議されました。

知事提出の県税条例改正議案は、消費税の10%への増税で広がると予想される地域間格差に備えて、地方税である法人住民税の一部を地方法人税（国税）として地方交付税の原資とするものです。消費税で広がる地域間格差を地方自治体の負担で是正するなど言語道断です。地域間格差の是正をいうのであれば、消費税10%への増税はきっぱり中止すべきです。また専決処分の承認を求める議案は、法人事業税について、外形標準課税である付加価値割・資本割の割合を拡大し、所得割の税率を引き下げるものであり、黒字大企業は減税、赤字企業は増税となるものです。大企業の法人実効税率引き下げによる税収減を、赤字で苦しむ中小企業への増税で穴埋めするもので認められません。

教科書謝礼問題と教科書採択結果に因果関係はない

議員提出議案の「教科書採択謝礼問題に関して徹底的な調査・処分、及び制度改善を求める決議」は教科書採択前に教員が教科書を閲覧し対価を受け取っていた問題について、謝礼と採択は因果関係にあり、収賄ではないかとして、第三者の徹底調査、謝礼を贈った会社と教員双方の処分、教科書採択の原則公開、採択制度の根本的改善を求めるものです。しかし本決議案の引用している東京書籍の歴史公民教科書の採択地区の大多数が、東京書籍から謝礼を受け取っていなかった、東京書籍の採択が多かったとされている特別支援学校には謝礼を受け取っている教員がいなかったなど、謝礼と採択に因果関係はありません。したがって、採択制度の根本的改善の必要性はなく、決議には反対しました。文科省もその通知で「教科書発行者が教員の意見を反映することは必要不可欠」だとしていますが、県教委は教科書に教員の生の声を反映するための適切なルールづくりに全力をあげるべきです。

震災に備え支援の必要な方、障害者・高齢者の個別計画づくりを

村岡正嗣県議が一般質問にたち、熊本地震の教訓から備えるべき点を指摘しました。特に車中泊に象徴される避難生活の問題について、障害者などの生の声を取り上げました。村岡県議は支援を必要とする方たちを、「誰が、どこへ、どのように」避難させるかという個別計画の策定市町村が27に過ぎないとして、全市町村の策定まで支援するよう求めました。

また、建設労働者の賃金水準の向上のために、公共事業の発注の算定根拠として国が定める設計労務単価が3年連続で引き上げられているにもかかわらず、現場の労働者の賃金が引きあがっていないことから、設計労務単価の引き上げを実効性あるものにすべきだと求めました。これに対して県土整備部長が、下請けが何層にも重なることにより最前線で働く労働者に適切な賃金が支払われないという重層下請け構造の改善に向けて取り組むと答弁したことは重要です。

創造する劇場 = 彩の国さいたま芸術劇場を今後も支えていく

村岡県議は、一般質問の中で蜷川幸雄芸術総監督の死にあたって、蜷川レガシー（遺産）の継承を求め、特に創造型の劇場であり、客席数も少ない同劇場が採算性は厳しいことから、今後も県として支えていくべきだと強く要請しました。知事は「普段重要な点が異なることが多いんですが、ここはまったく一致した」と答弁しました。

また、埼玉県立近代美術館が、全国の美術館ネットワークの中で合同巡回展などを成功させていることを取り上げ、ネットワークの形成に不可欠な学芸員の増員を求めましたが、教育長は、教育局の定数削減を進めている中であり困難だと答弁しました。

世界文化遺産登録がほぼ確実な国立西洋美術館の、設計者の弟子である前川國男氏設計の埼玉会館がリニューアル中ですが、前川建築の再評価とリニューアルオープンの際の特別企画を求めました。教育長は再評価については研究すると答弁しつつ、埼玉会館のリニューアルオープンの際には「建築ツアー」や「建物見学ツアー」を実施し、若手設計者も来てもらうなど答弁しました。

4 会派で議会改革特別委員会の設置を申し入れ

定例会閉会后、民進党・無所属の会、無所属県民会議、日本共産党埼玉県議会議員団、無所属改革の会の4会派は、費用弁償のあり方の見直しを含めた改革をすすめる議会改革特別委員会の設置を、宮崎栄治郎議長に申し入れました。

以上

16 要望・申し入れ

埼玉県議会議長 宮崎栄治郎様

2016年5月30日
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ

議会の民主的運営と審議の充実、県民の多様な意見を議会での審議等を通じて県施策に反映させるため、今後の議会運営及び審議、議会経費のあり方等について以下の通り提案します。

記

1、議員の発言権の保障について

(1) 代表質問と一般質問について

議会は言論の府であり、本会議における議員の発言を十分保障する議会運営が求められている。こうした点から、2月議会に限られている各会派による代表質問を全ての議会で行なうとともに、一般質問については、無所属議員を含め全ての議員が少なくとも年1回行えるよう改善を図る。代表質問は全ての会派に認める。

(2) 文書質問の新設

会議規則を改め、本会議での口頭による質問の機会がない議員については、1会期につき一人1回の文書質問を行えるようにする。

(3) 請願・陳情の審査について

請願の意見陳述について、「県政にかかわるもの」という要件を除くこと。また、「継続審査」の案件については、閉会中であっても調査・研究を進めるなど速やかに結論を得る。本会議での請願に対する各党討論を復活させる。

陳情については、議員配布に留めず、会議規則第23条を活用し、審査の対象とする。

2、議会の民主的運営について

(1) 県議会の役職の公平な配分について

常任委員会や特別委員会、各種審議会等の役職は、民意の反映を保障する立場から、議席数に応じて各会派に公平に配分する。

(2) 議会運営委員会の構成について

少数会派・無所属議員についても、オブザーバー出席を認め発言の機会を与える。

県選挙管理委員候補名簿は、議会運営委員会の場で配布と同時に承認するのではなく、会派で審議できるようにする。

(3) 議員提出議案の取扱いについて

意見書・決議など「機関意思の決定」に係る議案の提出は、議員固有の権利であり、地方自治法の趣旨に則り全ての議員に保障する。また、本会議に議員提出議案が動議で提出された場合には、いったん休憩をとり、動議の内容について十分精査できるようにする。

3、委員会運営について

(1) 常任委員会審査の充実について

常任委員会は、継続審査となった議案や緊急を要する議案・審査事項については、閉会中であっても委員会としての調査・研究・審査を積極的に行なうなど、審議の充実を図る。

(2) 委員会の会議録作成について

予算特別委員会の審議については正規の会議録が作成されているが、常任委員会及び他の特別委員会については発言の要点をまとめた会議録の作成に留まっており、委員会審議についても正確な会議録を早急に作成し、県民がホームページで閲覧できるよう改善を図る。

(3) 委員会傍聴者への制限について

委員会傍聴人数が事実上20人以下とされている要綱を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。傍聴者は本会議同様、委員長の許可を得て録音できるようにすること。

(4) 予算特別委員会と決算特別委員会について

一人会派や無所属議員が、予算特別委員会か決算特別委員会のいずれかの委員会に所属できるよう、それぞれの委員定数を増やし、審議の充実をはかる。

昨年度、予算特別委員会改革が行われたが、この改変を検証する場を早急に設けること。

(5) 公聴会や参考人の活用について

委員会の審査においては、県民の要望や専門家の意見を審査に反映させるため、公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行なう。

4、議会経費の節減と透明性の確保について

(1) 費用弁償の見直しについて

費用弁償については、実費とする。

(2) 予算・決算をのぞく特別委員会について

特別委員会は常設とせず、緊急且つ特別な課題に限定して、設置する。

(3) 県政活動費の透明性の確保と適正化について

県政活動費は出納簿などをホームページ上で公開し、より県民に対して説明責任を果たせるようにする。

(4) 行政視察について

行政視察は視察の目的と調査課題をより明確にし、回数を減らす。国外の友好親善視察については、議長または副議長の代表派遣に限定し、海外行政視察は原則廃止する。

(5) 議員の健康診断への公費支出について

議員の健康診断に対する公費による補助は取りやめる。

(6) 議長・副議長専用の公用車の廃止について

議長及び副議長のそれぞれの専用車を廃止し、県議会公用車を使用する。

5、県議会基本条例の制定について

県民に開かれ、県民の声を反映できる県議会への改革を進めるために、全会派参加による協議会を設置し、検討を進める。「埼玉県議会基本条例」(仮称)を制定する。

県政資料・第131号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2016年6月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

